

エネルギーの使用の合理化に関する 建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（改正後の案）

平成 25 年経済産業省・国土交通省告示第 1 号

平成 25 年経済産業省・国土交通省告示第●号一部改正

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）第 73 条第 1 項の規定に基づき、エネルギーの効率的利用のための措置に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準を次のように定める。

I. 建築主等の判断の基準

住宅以外の用途のみに供する建築物（以下「非住宅建築物」という。）の建築主等は第 1 に、住宅の建築主等は第 2 に、住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物（以下「複合建築物」という。）の建築主等は第 3 に、それぞれ適合する措置を講ずるものとする。

第 1 非住宅建築物に係る判断の基準

非住宅建築物の建築主等は、次の 1 及び 2 に適合する措置を講ずるものとする。

1 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準

1-1 非住宅建築物の建築主等は、次に掲げる事項に配慮し、非住宅建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止を図るものとする。

- (1) 外壁の方位、室の配置等に配慮して非住宅建築物の配置計画及び平面計画を策定すること。
- (2) 外壁、屋根、床、窓等の開口部を断熱性の高いものとする。
- (3) 窓からの日射の適切な制御が可能な方式の採用等により日射による熱負荷の低減を図ること。

1-2 非住宅建築物（別表第 1 (8) 項に掲げる用途に供するものを除く。1-3 において同じ。）の外壁、窓等に関して 1-1 に掲げる事項に係る措置が的確に講じられているかどうかについての判断は、1-3 によるものとする。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づき、非住宅建築物が外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関し、1-3 に定める方法による計算による場合とおおむね同等以上の性能を有することを確認することができる計算による場合においては、この限りでない。

1-3 非住宅建築物の屋内周囲空間（地階を除く各階の外壁の中心線から水平距離が 5 メートル以内の屋内の空間、屋根の直下の階の屋内の空間及び外気に接する床の直上の屋内の空間をいう。以下同じ。）の年間熱負荷を各階の屋内周囲空間の床面積の合計（単位 平方メートル）で除して得た数値は、別表第 1 の用途及び地域区分ごとに掲げる数値（単位 1 平方メートル 1 年につきメガジュール）以下とするものとする。この場合において、屋内周囲空間の年間熱負荷は、次の(1)に定めるところによるものとする。また、複数の用途を含む建築物の取扱いについては、(2)に定めるところによるものとする。

- (1) 屋内周囲空間の年間熱負荷は、1 年間（室用途ごとに使用時間が設定されている場合には、

その時間に限る。以下同じ。)における次のイからニまでに掲げる熱による暖房負荷及び冷房負荷を合計したもの(単位 メガジュール)とすること。

イ 外気と屋内周囲空間との温度差(暖房期については22度と外気の温度との差とし、中間期については24度と外気の温度との差とし、冷房期については26度と外気の温度との差とする。)によって外壁、窓等を貫流する熱

ロ 外壁、窓等からの日射熱

ハ 屋内周囲空間で発生する熱

ニ 取入外気と屋内周囲空間との温湿度の差(暖房期については22度40パーセントと外気の温湿度との差、中間期については24度50パーセントと外気の温湿度との差、冷房期については26度50パーセントと外気の温湿度との差)及び取入外気量に基づく取入外気の熱

(2) 別表第1の用途のうち複数の用途を含む建築物については、各用途の屋内周囲空間の年間熱負荷の合計を各用途の屋内周囲空間の床面積の合計(単位 平方メートル)で除して得た数値は、用途及び地域区分ごとに別表第1の各項に掲げる数値(単位 1平方メートル1年につきメガジュール)をそれぞれの屋内周囲空間の床面積で加重平均した数値以下とするものとする。

2 一次エネルギー消費量に関する基準

2-1 非住宅建築物の建築主等は、当該非住宅建築物の設計一次エネルギー消費量(2-3に定める方法により算出した数値をいう。)が、当該非住宅建築物の基準一次エネルギー消費量(2-2に定める方法により算出した数値をいう。)を上回らないようにするものとする。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づき、2-2及び2-3に定める方法による計算と同等以上に当該非住宅建築物がエネルギーの使用上効率的であることを確かめることができる計算による場合においては、この限りでない。

2-2 基準一次エネルギー消費量の算定方法

非住宅建築物の基準一次エネルギー消費量 E_{ST} (単位 1年につきギガジュール)は、次の式により算出するものとし、小数点第二位を切り上げた数値とする。

$$E_{ST} = (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV} + E_M) \times 10^{-3}$$

この式において、 E_{SAC} 、 E_{SV} 、 E_{SL} 、 E_{SW} 、 E_{SEV} 及び E_M は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_{SAC} : 空気調和設備の基準一次エネルギー消費量(単位 1年につきメガジュール)

E_{SV} : 空気調和設備以外の機械換気設備の基準一次エネルギー消費量(単位 1年につきメガジュール)

E_{SL} : 照明設備の基準一次エネルギー消費量(単位 1年につきメガジュール)

E_{SW} : 給湯設備の基準一次エネルギー消費量(単位 1年につきメガジュール)

E_{SEV} : 昇降機の基準一次エネルギー消費量(単位 1年につきメガジュール)

E_M : その他一次エネルギー消費量(単位 1年につきメガジュール)

(1) E_{SAC} は、次の式により算出するものとする。

$$E_{SAC} = \sum_i^n (a_{SAC,i} \times A_i)$$

この式において、 $a_{SAC,i}$ 、 A_i 及び n は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$a_{SAC,i}$: 室 i の室用途及び地域区分ごとに別表第3に掲げる空気調和設備に係る係数 (単位 1平方メートル1年につきメガジュール)

A_i : 室 i の床面積の合計 (単位 平方メートル)

n : 当該非住宅建築物における空気調和対象室の数

(2) E_{SV} は、次の式により算出するものとする。

$$E_{SV} = \sum_i^n (a_{SV,i} \times A_i)$$

この式において、 $a_{SV,i}$ 、 A_i 及び n は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$a_{SV,i}$: 室 i の室用途ごとに別表第3に掲げる機械換気設備に係る係数 (単位 1平方メートル1年につきメガジュール)

A_i : 室 i の床面積の合計 (単位 平方メートル)

n : 当該非住宅建築物における機械換気対象室の数

(3) E_{SL} は、次の式により算出するものとする。

$$E_{SL} = \sum_i^n (a_{SL,i} \times A_i)$$

この式において、 $a_{SL,i}$ 、 A_i 及び n は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$a_{SL,i}$: 室 i の室用途ごとに別表第3に掲げる照明設備に係る係数 (単位 1平方メートル1年につきメガジュール)

A_i : 室 i の床面積の合計 (単位 平方メートル)

n : 当該非住宅建築物における照明対象室の数

(4) E_{SW} は、次の式により算出するものとする。

$$E_{SW} = \sum_i^n (a_{SW,i} \times A_i)$$

この式において、 $a_{SW,i}$ 、 A_i 及び n は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$a_{SW,i}$: 室 i の室用途及び地域区分ごとに別表第3に掲げる給湯設備に係る係数 (単位 1平方メートル1年につきメガジュール)

A_i : 室 i の床面積の合計 (単位 平方メートル)

n : 当該非住宅建築物における給湯対象室の数

(5) E_{SEV} は、次の式により算出するものとする。

$$E_{SEV} = \sum_i^n \left(\frac{L_{SEV,i} \times V_{SEV,i} \times C_{SEV} \times T_{SEV,i} \times M_{SEV,i}}{860} \times N_{SEV,i} \right) \times 9760 \times 10^{-3}$$

この式において、 $L_{SEV,i}$ 、 $V_{SEV,i}$ 、 C_{SEV} 、 $T_{SEV,i}$ 、 $M_{SEV,i}$ 、 $N_{SEV,i}$ 及び n は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$L_{SEV,i}$: 昇降機系統 i の積載質量 (単位 キログラム)

$V_{SEV,i}$: 昇降機系統 i の定格速度 (単位 1分につきメートル)

- C_{SEV} : 基準設定速度制御係数 (1/40)
 $T_{SEV,i}$: 昇降機系統 i の年間運転時間 (単位 時間)
 $M_{SEV,i}$: 昇降機系統 i の輸送能力係数 (単位 無次元)
 $N_{SEV,i}$: 昇降機系統 i に属する昇降機の台数 (単位 台)
 n : 当該非住宅建築物における昇降機の対象系統数
(6) E_M は、次の式により算出するものとする。

$$E_M = \sum_i^n (a_{SM,i} \times A_i)$$

この式において、 $a_{SM,i}$ 、 A_i 及び n は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- $a_{SM,i}$: 室 i の室用途ごとに別表第3に掲げるその他設備等に係る係数 (単位 1平方メートル1年につきメガジュール)
 A_i : 室 i の床面積の合計 (単位 平方メートル)
 n : 当該非住宅建築物における対象となる室の数

2-3 設計一次エネルギー消費量の算定方法

非住宅建築物の設計一次エネルギー消費量 E_T (単位 1年につきギガジュール) は、次の式により算出するものとする。

$$E_T = (E_{AC} + E_V + E_L + E_W + E_{EV} - E_S + E_M) \times 10^{-3}$$

この式において、 E_{AC} 、 E_V 、 E_L 、 E_W 、 E_{EV} 、 E_S 及び E_M は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- E_{AC} : 空気調和設備の設計一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメガジュール)
 E_V : 空気調和設備以外の機械換気設備の設計一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメガジュール)
 E_L : 照明設備の設計一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメガジュール)
 E_W : 給湯設備の設計一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメガジュール)
 E_{EV} : 昇降機の設計一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメガジュール)
 E_S : エネルギーの効率的利用を図ることのできる設備又は器具 (以下「エネルギー利用効率化設備」という。) による設計一次エネルギー消費量の削減量 (単位 1年につきメガジュール)
 E_M : 2-2に定めるその他一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメガジュール)

(1) E_{AC} は、次のイからホまでに定める方法によるものとする。

イ E_{AC} は、以下の式により算出するものとする。

$$E_{AC} = \sum_i^{n_{AHU}} \sum_d^{D_{AHU,i}} E_{AC,AHU,d,i} + \sum_i^{n_{PUMP}} \sum_d^{D_{PUMP,i}} E_{AC,PUMP,d,i} + \sum_i^{n_{REF}} \sum_d^{D_{REF,i}} E_{AC,REF,d,i}$$

この式において、 $E_{AC,AHU,d,i}$ 、 $D_{AHU,i}$ 、 n_{AHU} 、 $E_{AC,PUMP,d,i}$ 、 $D_{PUMP,i}$ 、 n_{PUMP} 、 $E_{AC,REF,d,i}$ 、 $D_{REF,i}$ 及び n_{REF} はそれぞれ次の数値を表すものとする。

$E_{AC,AHU,d,i}$: 日付 d における空気調和機等 i の 1 日当たりの設計一次エネルギー消費量 (単位 1日につきメガジュール)

$D_{AHU,i}$: 空気調和機等 i の年間稼働日数 (単位 日)

n_{AHU} : 当該空気調和設備内の空気調和機等の数 (単位 台)

$E_{AC,PUMP,d,i}$: 日付 d におけるポンプ等 i の 1 日当たりの設計一次エネルギー消費量 (単位 1 日につきメガジュール)

$D_{PUMP,i}$: ポンプ等 i の年間稼働日数 (単位 日)

n_{PUMP} : 当該空気調和設備内のポンプ等の数 (単位 台)

$E_{AC,REF,d,i}$: 日付 d における熱源機器等 i の 1 日当たりの設計一次エネルギー消費量 (単位 1 日につきメガジュール)

$D_{REF,i}$: 熱源機器等 i の年間稼働日数 (単位 日)

n_{REF} : 当該空気調和設備内の熱源機器等の数 (単位 台)

ロ $E_{AC,AHU,d,i}$ 及び $E_{AC,PUMP,d,i}$ については、各機器が処理する暖冷房負荷を算出し、この負荷の大きさに応じて機器のエネルギー消費特性が変化することを考慮したうえで、エネルギー消費量を求めるものとする。

ハ $E_{AC,REF,d,i}$ については、各機器が処理する暖冷房負荷を算出し、この負荷の大きさ及び気象条件に応じて機器の能力及びエネルギー消費特性が変化することを考慮したうえで、エネルギー消費量を求めるものとする。

ニ 暖冷房負荷の算出においては、次の (イ) から (ハ) までに掲げる事項について勘案するものとする。

(イ) 次に掲げる運転時間等については、室用途ごとに定められる標準的な室の使用条件を用いること。

(i) 空気調和設備の運転時間及び温度設定

(ii) 居住者の在室時間及び在室人数並びに発熱量及び発湿量

(iii) 照明設備、OA機器等の使用時間及び発熱量

(iv) 外気の取入時間及び取入量

(ロ) 気象条件については、別表第4に掲げる地域区分ごとに定められる気象情報を用いること。

(ハ) 暖冷房負荷の算出においては、次に掲げる熱を勘案すること。

(i) 室温と外気温との温度差によって外壁、窓等を貫流する熱

(ii) 日射の吸収又は夜間放射によって発生する熱

(iii) 照明設備、OA機器、人体その他室内に存する物体から発生する熱

(iv) 取入外気の熱

ホ エネルギーの量を熱量に換算する係数は、別表第6に掲げる値を用いるものとする。

(2) E_V は、次のイからニまでに定める方法によるものとする。

イ E_V は、次の式により算出するものとする。

$$E_V = \sum_i^n \sum_d^{D_i} (E_{V,i} \times T_{V,d,i} \times F_{V,i}) \times f_{prim} \times 10^{-6}$$

この式において、 $E_{V,i}$ 、 $T_{V,d,i}$ 、 $F_{V,i}$ 、 D_i 、 n 及び f_{prim} は、それぞれ次の数値を表すものと

する。

$E_{V,i}$: 機械換気設備 i の消費電力 (単位 ワット)

$T_{V,d,i}$: 日付 d における機械換気設備 i の 1 日当たりの運転時間 (単位 時間)

$F_{V,i}$: 機械換気設備 i の制御方法に応じて定められる係数 (単位 無次元)

D_i : 機械換気設備 i の年間稼働日数 (単位 日)

n : 当該非住宅建築物における機械換気設備の数 (単位 台)

f_{prim} : 別表第 6 に掲げる電気の量 1 キロワット時を熱量に換算する係数 (単位 1 キロワット時につきキロジュール)

ロ 機械換気設備は、次の (イ) から (ハ) までに掲げる機器とする。

(イ) 給気機

(ロ) 排気機

(ハ) その他機械換気設備の種類に応じて必要となる機器

ハ $T_{V,d,i}$ は、室用途ごとに定められる標準的な室の使用時間を用いるものとする。

ニ $F_{V,i}$ は、高効率電動機、インバータ、送風量制御等の採用の有無を勘案して算出するものとする。

(3) E_L は、次のイからハまでに定める方法によるものとする。

イ E_L は、次の式により算出するものとする。

$$E_L = \sum_i^n \sum_d^{D_i} (E_{L,i} \times T_{L,d,i} \times F_{L,i} \times C_{L,i}) \times f_{prim} \times 10^{-6}$$

この式において、 $E_{L,i}$ 、 $T_{L,d,i}$ 、 $F_{L,i}$ 、 $C_{L,i}$ 、 D_i 、 n 及び f_{prim} は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$E_{L,i}$: 照明設備 i の消費電力 (単位 ワット)

$T_{L,d,i}$: 日付 d における照明設備 i の 1 日当たりの運転時間 (単位 時間)

$F_{L,i}$: 照明設備 i の制御方法に応じて定められる係数 (単位 無次元)

$C_{L,i}$: 照明設備 i を設置する室の形状に応じて定められる係数 (単位 無次元)

D_i : 照明設備 i の年間稼働日数 (単位 日)

n : 当該非住宅建築物における照明設備の数 (単位 台)

f_{prim} : 別表第 6 に掲げる電気の量 1 キロワット時を熱量に換算する係数 (単位 1 キロワット時につきキロジュール)

ロ $T_{L,d,i}$ は、室用途ごとに定められる室の標準的な使用時間を用いるものとする。

ハ $F_{L,i}$ は、在室検知制御、タイムスケジュール制御、初期照度補正、昼光利用制御、点滅制御、照度調整調光制御等の採用の有無を勘案して算出するものとする。

(4) E_W は、次のイからハまでに定める方法によるものとする。

イ E_W は、次の式により算出するものとする。

$$E_W = \sum_i^n \sum_d^{D_i} \left(\frac{Q_{W,d,i}}{\eta_{W,d,i}} \right) \times 10^{-3}$$

この式において、 $Q_{W,d,i}$ 、 $\eta_{W,d,i}$ 、 D_i 及び n は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$Q_{W,d,i}$: 日付 d における給湯設備 i の 1 日当たりの給湯負荷 (単位 1 日につきキロジュール)

$\eta_{W,d,i}$: 日付 d における給湯設備 i のシステム効率 (単位 無次元)

D_i : 給湯設備 i の年間稼働日数 (単位 日)

n : 当該非住宅建築物における給湯設備の数 (単位 台)

ロ $Q_{W,d,i}$ の算出においては、次の (イ) から (ニ) までに掲げる事項を勘案するものとする。

(イ) 室用途及び地域ごとに定められる外気温度及び給水温度

(ロ) 給湯配管からの熱損失量

(ハ) 室用途ごとに定められる標準的な 1 日当たりの使用湯量

(ニ) 節湯器具の使用又は太陽熱利用給湯設備の有無

ハ エネルギーの量を熱量に換算する係数は、別表第 6 に掲げる値を用いるものとする。

(5) E_{EV} は、次のイ及びロに定める方法によるものとする。

イ E_{EV} は、次の式により算出するものとする。

$$E_{EV} = \sum_i^n \sum_d^{D_i} \left(\frac{L_{EV,i} \times V_{EV,i} \times C_{EV,i} \times T_{EV,d,i}}{860} \times N_{EV,i} \right) \times f_{prim} \times 10^{-3}$$

この式において、 $L_{EV,i}$ 、 $V_{EV,i}$ 、 $C_{EV,i}$ 、 $T_{EV,d,i}$ 、 $N_{EV,i}$ 、 D_i 、 n 及び f_{prim} は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$L_{EV,i}$: 昇降機系統 i の積載質量 (単位 キログラム)

$V_{EV,i}$: 昇降機系統 i の定格速度 (単位 1 分につきメートル)

$C_{EV,i}$: 昇降機系統 i の制御方法に応じて定められる係数

$T_{EV,d,i}$: 日付 d における昇降機系統 i の 1 日当たりの運転時間 (単位 時間)

$N_{EV,i}$: 昇降機系統 i に属する昇降機の台数 (単位 台)

D_i : 昇降機系統 i の年間稼働日数 (単位 日)

n : 当該非住宅建築物における昇降機の対象系統数

f_{prim} : 別表第 6 に掲げる電気の量 1 キロワット時を熱量に換算する係数 (単位 1 キロワット時につきキロジュール)

ロ $C_{EV,i}$ については、当該昇降機の種類を勘案して算出するものとする。

(6) E_S は、次のイからハまでに定める方法によるものとする。

イ E_S は、次の式により算出するものとする。

$$E_S = \sum_i^n \sum_d^{D_i} E_{S,d,i}$$

この式において、 $E_{S,d,i}$ 、 D_i 及び n は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$E_{S,d,i}$: 日付 d におけるエネルギー利用効率化設備 i による 1 日当たりの一次エネルギー消費量の削減量 (単位 1 日につきメガジュール時)

- D_i : エネルギー利用効率化設備 i の年間稼働日数 (単位 日)
- n : 当該非住宅建築物における算出対象エネルギー利用効率化設備の数
- ロ $E_{S,d,i}$ は、気象条件並びに設備の性能及び設置状況を勘案して算出するものとする。
- ハ エネルギーの量を熱量に換算する係数は、別表第 6 に掲げる値を用いるものとする。
- (7) E_M は、2-2 の (6) に定める方法によるものとする。

第 2 住宅に係る判断の基準

住宅の建築主等は、次の 1 及び 2 に適合する措置を講ずるものとする。

1 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準

1-1 住宅の建築主等は、次に掲げる事項に配慮し、一戸建ての住宅及び共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅 (以下「共同住宅等」という。) における一の住戸 (以下第 2 において「単位住戸」という。) の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止を図るものとする。

- (1) 外壁の方位、室の配置等に配慮して住宅の配置計画及び平面計画を策定すること。
- (2) 外壁、屋根、床、窓等の開口部を断熱性の高いものとする。
- (3) 窓からの日射の適切な制御が可能な方式の採用等により日射による熱負荷の低減を図ること。
- (4) 気密性の確保、防露性能の確保、室内空気汚染の防止等に十分配慮すること。

1-2 単位住戸の外壁、窓等に関して 1-1 の (1) から (3) までに掲げる事項に係る措置が的確に講じられているかどうかについての判断は 1-3 によるものとし、1-1 の (4) に掲げる事項に係る措置を講ずるに当たっては 1-4 から 1-7 までに留意するものとする。ただし、1-3 にかかわらず、次の (1) から (3) までによる場合においては、この限りでない。

- (1) 特別な調査又は研究の結果に基づき、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関し、1-3 に定める方法とおおむね同等以上の性能を有することを確かめることができた場合
- (2) 規格化された型式の住宅であって、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関し、1-3 に定める方法とおおむね同等以上の性能を有すると国土交通大臣が認めた場合
- (3) エネルギーの使用の合理化に関する法律第 74 条第 1 項に規定する所管行政庁が地域の気候及び風土に応じた住まいづくりの観点から適切と認めた場合

1-3 外皮平均熱貫流率等の基準

単位住戸が、(1) に定める地域区分に応じた外皮平均熱貫流率 (内外の温度差 1 度当たりの総熱損失量 (換気による熱損失を除く。) を外皮等 (外気等 (外気又は外気に通じる床裏、小屋裏、天井裏等をいう。) に接する天井 (小屋裏又は天井裏が外気に通じていない場合には、屋根)、壁、床及び開口部、共同住宅における隣接する住戸又は共用部に接する部分等をいう。以下同じ。) 面積の合計で除した値をいう。以下同じ。) の基準及び (2) に定める地域区分に応じた冷房期の平均日射熱取得率 (入射する日射量に対する室内に侵入する日射量の割合を外皮等面積で平均した値をいう。以下同じ。) の基準に適合するようにするものとする。

- (1) 地域区分に応じた外皮平均熱貫流率の基準

イからハマまでに定める方法により算出される外皮平均熱貫流率が、別表第4に掲げる地域区分に応じ、次の表に掲げる基準値以下であること。

別表第4に掲げる地域区分	1	2	3	4	5	6	7	8
基準値（単位 1平方メートル1度につきワット）	0.46	0.46	0.56	0.75	0.87	0.87	0.87	—

イ 外皮平均熱貫流率 U_A （単位 1平方メートル1度につきワット）は、次の式により算出するものとする。

$$U_A = \left(\sum_i^n A_i U_{Hi} + \sum_j^m L_{Fj} U_{FHj} \right) / A$$

この式において、 A_i 、 U_{Hi} 、 n 、 L_{Fj} 、 U_{FHj} 、 m 及び A は、それぞれ次の数値を表すものとする。

A_i : 外皮等のうち、土に接する基礎の部位等（以下「基礎等」という。）を除く第*i*部位の面積（単位 平方メートル）

U_{Hi} : 第*i*部位の熱貫流率（単位 1平方メートル1度につきワット）

n : 基礎等を除く外皮等の部位数

L_{Fj} : 第*j*基礎等の外周の長さ（単位 メートル）

U_{FHj} : 第*j*基礎等の外周の熱貫流率（単位 1メートル1度につきワット）

m : 基礎等の数

A : 外皮等面積の合計（単位 平方メートル）

ロ U_{Hi} は、当該部位を熱の貫流する方向に構成している材料の種類及び厚さ、熱橋（構造部材、下地材、窓枠下材その他断熱構造を貫通する部分であって、断熱性能が周囲の部分より劣るものをいう。）により貫流する熱量、隣接空間との温度差による貫流熱量の低減等を勘案した数値とする。

ハ U_{FHj} は、当該基礎等を熱の貫流する方向に構成している材料の種類、厚さ等及び隣接空間との温度差による貫流熱量の低減を勘案して算出した数値とする。

(2) 地域区分に応じた冷房期の平均日射熱取得率の基準

イにより算出される冷房期の平均日射熱取得率が、別表第4に掲げる地域区分に応じ、次の表に掲げる基準値以下であること。

別表第4に掲げる地域区分	1	2	3	4	5	6	7	8
基準値	—	—	—	—	3.0	2.8	2.7	3.2

イ 冷房期の平均日射熱取得率 η_A は、次の式により算出するものとする。

$$\eta_A = \left(\sum_i^n \sum_j^m A_{ij} \eta_{ij} v_j / A \right) \times 100$$

この式において、 A_{ij} 、 η_{ij} 、 v_j 、 m 、 n 及び A は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- A_{ij} : 第 j 方位における外皮等の第 i 部位の面積 (単位 平方メートル)
 η_{ij} : 第 j 方位における外皮等の第 i 部位の日射熱取得率
 v_j : 第 j 方位及び別表第 4 に掲げる地域区分ごとに次の表に掲げる係数 (以下「方位係数」という。)
 m : 方位の数
 n : 外皮等の数
 A : 外皮等面積の合計 (単位 平方メートル)

第 j 方位	別表第 4 に掲げる地域区分							
	1	2	3	4	5	6	7	8
上面	1.0							
北	0.329	0.341	0.335	0.322	0.373	0.341	0.307	0.325
東北	0.430	0.412	0.390	0.426	0.437	0.431	0.415	0.414
東	0.545	0.503	0.468	0.518	0.500	0.512	0.509	0.515
南東	0.560	0.527	0.487	0.508	0.500	0.498	0.490	0.528
南	0.502	0.507	0.476	0.437	0.472	0.434	0.412	0.480
西南	0.526	0.548	0.550	0.481	0.520	0.491	0.479	0.517
西	0.508	0.529	0.553	0.481	0.518	0.504	0.495	0.505
北西	0.411	0.428	0.447	0.401	0.442	0.427	0.406	0.411
下面	0							

1-4 気密性の確保

室内に直接侵入する隙間風の防止による暖冷房負荷の削減、断熱材の断熱効果の補完及び的確な計画換気の実現のため、気密性の確保のための措置を講じるものとする。

1-5 防露性能の確保

次の(1)及び(2)に留意し、単位住戸の断熱性能及び耐久性能を損なうおそれのある結露の発生を防止するための措置を講じるものとする。

(1) 表面結露の防止

1-3の(1)のイに定める外皮平均熱貫流率の基準に適合する場合であっても、断熱構造化すべき部位において、表面結露の発生のおそれのある著しく断熱構造を欠く部分(開口部を除く。)を設けないこと。

(2) 内部結露の防止

断熱材の内部又は断熱材よりも屋外側で外気に開放されていない部分においては、内部結露の発生を防止するため、水蒸気の侵入及び排出について考慮し、当該部分に多量の水蒸気が滞留しないよう適切な措置を講じること。

1-6 暖房機器等による室内空気汚染の防止

単位住戸に燃焼系の暖房機器又は給湯機器を設置する場合には、室内空気汚染をできる限

り防止するための措置を講じるものとする。

1-7 防暑のための通気経路の確保

夏期の防暑上通風が有効である地域における単位住戸について、防犯及び騒音防止の観点から生活上支障のない範囲で通風経路の確保に努めるものとする。

2 一次エネルギー消費量に関する基準

2-1 住宅の建築主等は、当該住宅における全ての単位住戸及び共同住宅等全体の設計一次エネルギー消費量（2-3に定める方法により算出した数値をいう。）が、それぞれ当該住宅の基準一次エネルギー消費量（2-2に定める方法により算出した数値をいう。）を上回らないようにするものとする。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づき、2-2及び2-3に定める方法による計算と同等以上に当該住宅がエネルギーの使用上効率的であることを確かめることができる計算による場合においては、この限りでない。

2-2 基準一次エネルギー消費量の算定方法

住宅の基準一次エネルギー消費量は、単位住戸の基準一次エネルギー消費量については(1)に定める方法、共同住宅等全体の基準一次エネルギー消費量については(2)に定める方法によるものとする。

(1) 単位住戸の基準一次エネルギー消費量 E_{ST} （単位 1年につきギガジュール）は、次の式により算出するものとし、小数点第二位を切り上げた数値とする（(2)で用いる場合を除く。）。

$$E_{ST} = (E_{SH} + E_{SC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_M) \times 10^{-3}$$

この式において、 E_{SH} 、 E_{SC} 、 E_{SV} 、 E_{SL} 、 E_{SW} 及び E_M は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_{SH} : 暖房設備の基準一次エネルギー消費量（単位 1年につきメガジュール）

E_{SC} : 冷房設備の基準一次エネルギー消費量（単位 1年につきメガジュール）

E_{SV} : 機械換気設備の基準一次エネルギー消費量（単位 1年につきメガジュール）

E_{SL} : 照明設備の基準一次エネルギー消費量（単位 1年につきメガジュール）

E_{SW} : 給湯設備の基準一次エネルギー消費量（単位 1年につきメガジュール）

E_M : その他一次エネルギー消費量（単位 1年につきメガジュール）

イ E_{SH} は、単位住戸全体を暖房する方式の場合は（イ）に定める方法、居室のみを暖房する方式の場合は（ロ）に定める方法によるものとする。ただし、暖房設備が設置されていない場合は（ロ）に定める方法によるものとする。

(イ) 単位住戸全体を暖房する方式における暖房設備の基準一次エネルギー消費量 E_{SH} （単位 1年につきメガジュール）は、次の式により算出するものとする。

$$E_{SH} = a_{SH,all} \times A_{total}$$

この式において、 $a_{SH,all}$ 及び A_{total} は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$a_{SH,all}$: 別表第4に掲げる地域区分ごとに次の表に掲げる係数（単位 1平方メートル1年につきメガジュール）

A_{total} : 当該単位住戸の床面積の合計 (単位 平方メートル)

係数	別表第4に掲げる地域区分							
	1	2	3	4	5	6	7	8
$a_{SH,all}$	779	618	516	540	460	309	166	

(ロ) 居室のみを暖房する方式における暖房設備の基準一次エネルギー消費量 E_{SH} (単位 1年につきメガジュール) は、次の式により算出するものとする。

$$E_{SH} = a_{SH,MR} \times A_{MR} + \beta_{SH,OR} \times A_{OR}$$

この式において、 $a_{SH,MR}$ 、 A_{MR} 、 $\beta_{SH,OR}$ 及び A_{OR} は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$a_{SH,MR}$ 、 $\beta_{SH,OR}$: 別表第4に掲げる地域区分ごとに次の表に掲げる係数 (単位 1平方メートル1年につきメガジュール)

A_{MR} : 当該単位住戸の主たる居室 (基本生活行為において就寝を除き日常生活上在室時間が長い居室をいう。以下同じ。)の床面積の合計 (単位 平方メートル)

A_{OR} : 当該単位住戸のその他の居室 (主たる居室以外の居室をいう。以下同じ。)の床面積の合計 (単位 平方メートル)

暖房方法の区分	係数	別表第4に掲げる地域区分							
		1	2	3	4	5	6	7	8
(い)	$a_{SH,MR}$	1397	1247	1093	1151	1000	753	410	
	$\beta_{SH,OR}$	778	698	645	638	552	420	228	
(ろ)	$a_{SH,MR}$	1121	979	826	819	564	396	209	
	$\beta_{SH,OR}$	194	171	147	139	94	70	41	
(は)	$a_{SH,MR}$	1397	1247	1093	1151	1000	753	410	
	$\beta_{SH,OR}$	194	171	147	139	94	70	41	
(に)	$a_{SH,MR}$	1121	979	826	819	564	396	209	
	$\beta_{SH,OR}$	778	698	645	638	552	420	228	

1 「暖房方法の区分」とは別表第5に掲げる暖房方法の区分をいう。
2 主たる居室に暖房設備を設置しない場合においては、別表第4に掲げる地域区分が1地域から4地域までの場合にあつては(い)の項、5地域から7地域までの場合にあつては(ろ)の項によるものとする。

ロ E_{SC} は、単位住戸全体を冷房する方式の場合は(イ)に定める方法、居室のみを冷房する方式の場合は(ロ)に定める方法によるものとする。ただし、冷房設備が設置されていない場合は(ロ)に定める方法によるものとする。

(イ) 単位住戸全体を冷房する方式における冷房設備の基準一次エネルギー消費量 E_{SC}

(単位 1年につきメガジュール) は、次の式により算出するものとする。

$$E_{SC} = a_{SC,all} \times A_{total}$$

この式において、 $a_{SC,all}$ 及び A_{total} は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$a_{SC,all}$: 別表第4に掲げる地域区分ごとに次の表に掲げる係数 (単位 1平方メートル1年につきメガジュール)

A_{total} : 当該単位住戸の床面積の合計 (単位 平方メートル)

係数	別表第4に掲げる地域区分							
	1	2	3	4	5	6	7	8
$a_{SC,all}$	20	18	38	73	78	194	243	370

(ロ) 居室のみを冷房する方式における冷房設備の基準一次エネルギー消費量 E_{SC} (単位 1年につきメガジュール) は、次の式により算出するものとする。

$$E_{SC} = a_{SC,MR} \times A_{MR} + \beta_{SC,OR} \times A_{OR}$$

この式において、 $a_{SC,MR}$ 、 A_{MR} 、 $\beta_{SC,OR}$ 及び A_{OR} は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$a_{SC,MR}$ 、 $\beta_{SC,OR}$: 別表第4に掲げる地域区分ごとに次の表に掲げる係数 (単位 1平方メートル1年につきメガジュール)

A_{MR} : 当該単位住戸の主たる居室の床面積の合計 (単位 平方メートル)

A_{OR} : 当該単位住戸のその他の居室の床面積の合計 (単位 平方メートル)

係数	別表第4に掲げる地域区分							
	1	2	3	4	5	6	7	8
$a_{SC,MR}$	9	8	17	32	34	85	100	145
$\beta_{SC,OR}$	3	4	7	10	11	35	35	75

ハ E_{SV} は、次の式により算出するものとする。

$$E_{SV} = a_{SV} \times A_{total} + \beta_{SV}$$

この式において、 a_{SV} 、 A_{total} 及び β_{SV} は、それぞれ次の数値を表すものとする。

a_{SV} : 床面積の合計の区分ごとに次の表に掲げる係数 (単位 1平方メートル1年につきメガジュール)

β_{SV} : 床面積の合計の区分ごとに次の表に掲げる係数 (単位 1年につきメガジュール)

A_{total} : 当該単位住戸の床面積の合計 (単位 平方メートル)

係数	床面積の合計の区分		
	(い)	(ろ)	(は)
	床面積の合計が 30平方メートル未満	床面積の合計が 30平方メートル以上 かつ120平方メートル 未満	床面積の合計が 120平方メートル以上

a_{SV}	33	38	33
β_{SV}	129	-21	579

ニ E_{SL} は、次の式により算出するものとする。

$$E_{SL} = 31 \times A_{total} + 169 \times A_{MR} + 39 \times A_{OR}$$

この式において、 A_{total} 、 A_{MR} 及び A_{OR} は、それぞれ次の数値を表すものとする。

A_{total} : 当該単位住戸の床面積の合計 (単位 平方メートル)

A_{MR} : 当該単位住戸の主たる居室の床面積の合計 (単位 平方メートル)

A_{OR} : 当該単位住戸のその他の居室の床面積の合計 (単位 平方メートル)

ホ E_{SW} は、次の式により算出するものとする。

$$E_{SW} = a_{SW} \times A_{total} + \beta_{SW}$$

この式において、 a_{SW} 、 A_{total} 及び β_{SW} は、それぞれ次の数値を表すものとする。

a_{SW} : 床面積の合計の区分ごとに次の表に掲げる係数 (単位 1平方メートル1年につきメガジュール)

β_{SW} : 床面積の合計の区分ごとに次の表に掲げる係数 (単位 1年につきメガジュール)

A_{total} : 当該単位住戸の床面積の合計 (単位 平方メートル)

別表第4に掲げる地域区分	係数	床面積の合計の区分				
		(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ほ)
		床面積の合計が30平方メートル未満	床面積の合計が30平方メートル以上かつ60平方メートル未満	床面積の合計が60平方メートル以上かつ90平方メートル未満	床面積の合計が90平方メートル以上かつ120平方メートル未満	床面積の合計が120平方メートル以上
1	a_{SW}	—	234	307	109	—
	β_{SW}	11946	4926	546	18366	31446
2	a_{SW}	—	228	300	107	—
	β_{SW}	11696	4856	536	17906	30746
3	a_{SW}	—	212	280	100	—
	β_{SW}	10892	4532	452	16652	28652
4	a_{SW}	—	205	272	97	—
	β_{SW}	10575	4425	405	16155	27795
5	a_{SW}	—	200	276	103	—
	β_{SW}	10440	4440	-120	15450	27810
6	a_{SW}	—	181	249	93	—
	β_{SW}	9401	3971	-109	13931	25091
7	a_{SW}	—	165	227	85	—
	β_{SW}	8499	3549	-171	12609	22809

8	a_{SW}	—	130	178	67	—
	β_{SW}	6672	2772	-108	9882	17922

へ E_M は、次の式により算出するものとする。

$$E_M = \alpha_M \times A_{total} + \beta_M$$

この式において、 α_M 、 A_{total} 及び β_M は、それぞれ次の数値を表すものとする。

α_M : 床面積の合計の区分ごとに次の表に掲げる係数 (単位 1平方メートル
1年につきメガジュール)

β_M : 床面積の合計の区分ごとに次の表に掲げる係数 (単位 1年につきメガ
ジュール)

A_{total} : 当該単位住戸の床面積の合計 (単位 平方メートル)

係数	床面積の合計の区分				
	(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ほ)
	床面積の合計 が 30 平方メー トル未満	床面積の合計 が 30 平方メー トル以上かつ 60 平方メー トル未満	床面積の合計 が 60 平方メー トル以上かつ 90 平方メー トル未満	床面積の合計 が 90 平方メー トル以上かつ 120 平方メー トル未満	床面積の合計 が 120 平方メ ートル以上
α_M	0	87	167	47	0
β_M	12181	9571	4771	15571	21211

(2) 共同住宅等全体の基準一次エネルギー消費量 $E_{ST,all}$ (単位 1年につきギガジュール) は、次の式により算出するものとし、小数点第二位を切り上げた数値とする。

$$E_{ST,all} = \left(\sum_i^n E_{ST,i} + (E_{sac} + E_{sv} + E_{sl} + E_{sw} + E_{sev}) \right) \times 10^{-3}$$

この式において、 $E_{ST,i}$ 、 E_{sac} 、 E_{sv} 、 E_{sl} 、 E_{sw} 、 E_{sev} 及び n は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$E_{ST,i}$: 住戸 i の基準一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメガジュール)

E_{sac} : 共用部の空気調和設備の基準一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメ
ガジュール)

E_{sv} : 共用部の機械換気設備の基準一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメ
ガジュール)

E_{sl} : 共用部の照明設備の基準一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメガジ
ュール)

E_{sw} : 共用部の給湯設備の基準一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメガジ
ュール)

E_{sev} : 共用部の昇降機の基準一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメガジ
ュール)

n : 当該共同住宅等全体における単位住戸数

イ E_{sac} は、次の式により算出するものとする。

$$E_{sac} = \sum_i^n (a_{sac,i} \times A_i)$$

この式において、 $a_{sac,i}$ 、 A_i 及び n は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$a_{sac,i}$: 空気調和対象室 i の室用途及び別表第4に掲げる地域区分ごとに次の表に掲げる係数（次の表に該当する用途がない場合にあつては別表第3に掲げる係数）（単位 1平方メートル1年につきメガジュール）

A_i : 空気調和対象室 i の床面積の合計（単位 平方メートル）

n : 当該共同住宅等全体における空気調和対象室の数

室用途	別表第4に掲げる地域区分							
	1	2	3	4	5	6	7	8
ロビー	1088	1069	1013	1022	1080	1068	1010	1163
管理人室	382	386	344	369	364	398	377	458
集会室	466	454	374	396	407	435	434	471
屋内廊下	935	972	705	745	803	831	858	798

ロ E_{sv} は、次の式により算出するものとする。

$$E_{sv} = \sum_i^n (a_{sv,i} \times A_{t,i})$$

この式において、 $a_{sv,i}$ 、 $A_{t,i}$ 及び n は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$a_{sv,i}$: 空気調和対象室を除く機械換気対象室 i の室用途ごとに次の表に掲げる係数（次の表に該当する用途がない場合にあつては別表第3に掲げる係数）（単位 1平方メートル1年につきメガジュール）

$A_{t,i}$: 空気調和対象室を除く機械換気対象室 i の床面積の合計（単位 平方メートル）

n : 当該共同住宅等全体における次の表の用途の室のうち空気調和対象室以外の室数

室用途	$a_{sv,i}$
機械室	712
電気室	1425
屋内駐車場	997
廃棄物保管場所等	2137

ハ E_{sl} は、次の式により算出するものとする。

$$E_{sl} = \sum_i^n (a_{sl,i} \times A_{t,i})$$

この式において、 $a_{sl,i}$ 、 $A_{t,i}$ 及び n は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$a_{sl,i}$: 照明対象室 i の室用途ごとに次の表に掲げる係数（次の表に該当する用途がない場合にあつては別表第3に掲げる係数）（単位 1平方メートル1年につきメガジュール）

$A_{t,i}$: 照明対象室 i の床面積の合計（単位 平方メートル）

n : 当該共同住宅等全体における照明対象室の数

室用途	$a_{sl,i}$
ロビー	1026
管理人室	369
集会室	113
屋内廊下	513
屋外廊下	256
機械室	10
電気室	10
屋内駐車場	308
廃棄物保管場所等	308

ニ E_{sw} は、次の式により算出するものとする。

$$E_{sw} = \sum_i^n (a_{sw,i} \times A_{t,i})$$

この式において、 $a_{sw,i}$ 、 $A_{t,i}$ 及び n は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$a_{sw,i}$: 給湯対象室 i の室用途及び別表第4に掲げる地域区分ごとに次の表に掲げる係数（次の表に該当する用途がない場合にあつては別表第3に掲げる係数）（単位 1平方メートル1年につきメガジュール）

$A_{t,i}$: 給湯対象室 i の床面積の合計（単位 平方メートル）

n : 当該共同住宅等全体における給湯対象室の数

室用途	別表第4に掲げる地域区分							
	1	2	3	4	5	6	7	8
管理人室	25	24	23	22	21	19	17	14
集会室	97	95	89	87	83	75	69	56

ホ E_{sev} は、次の式により算出するものとする。

$$E_{sev} = \sum_i^n \left(\frac{L_{ev,i} \times V_{ev,i} \times F_{st} \times T_{ev,i} \times M_{ev,i}}{860} \times N_{ev,i} \right) \times 9760 \times 10^{-3}$$

この式において、 $L_{ev,i}$ 、 $V_{ev,i}$ 、 F_{st} 、 $T_{ev,i}$ 、 $M_{ev,i}$ 、 $N_{ev,i}$ 及び n は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$L_{ev,i}$: 昇降機系統 i に属する昇降機の積載質量（単位 キログラム）

$V_{ev,i}$: 昇降機系統 i に属する昇降機の定格速度 (単位 1 分につきメートル)
F_{st}	: 基準設定速度制御係数 (1/40)
$T_{ev,i}$: 昇降機系統 i の昇降機年間運転時間 (単位 時間)
$M_{ev,i}$: 昇降機系統 i の輸送能力係数 (単位 無次元)
$N_{ev,i}$: 昇降機系統 i に属する昇降機の台数 (単位 台)
n	: 当該共同住宅等全体における昇降機の対象系統数

2-3 設計一次エネルギー消費量の算定方法

住宅の設計一次エネルギー消費量は、単位住戸の設計一次エネルギー消費量については(1)に定める方法、共同住宅等全体の設計一次エネルギー消費量については(2)に定める方法によるものとする。

- (1) 単位住戸の設計一次エネルギー消費量 E_T (単位 1年につきギガジュール) は、次の式により算出するものとする。

$$E_T = (E_H + E_C + E_V + E_L + E_W - E_S + E_M) \times 10^{-3}$$

この式において、 E_H 、 E_C 、 E_V 、 E_L 、 E_W 、 E_S 及び E_M は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_H	: 暖房設備の設計一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメガジュール)
E_C	: 冷房設備の設計一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメガジュール)
E_V	: 機械換気設備の設計一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメガジュール)
E_L	: 照明設備の設計一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメガジュール)
E_W	: 給湯設備 (排熱利用設備を含む。以下同じ。) の設計一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメガジュール)
E_S	: エネルギー利用効率化設備による設計一次エネルギー消費量の削減量 (単位 1年につきメガジュール)
E_M	: 2-2の(1)に定めるその他一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメガジュール)

イ E_H は、次の(イ)から(ト)までに定める方法によるものとする。

- (イ) E_H は、単位住戸全体又は各室ごとの単位時間当たりの暖房設備の一次エネルギー消費量の暖房期間 (1年間のうち日平均外気温が 15 度以下となる全ての期間をいう。以下同じ。) における合計とし、次の式により算出するものとする。

$$E_H = \sum_t^n \sum_i^m E_{H,t,i} + \sum_t^n \sum_r^R Q_{UT,H,t,r} \times \alpha_{UT,H,r}$$

この式において、 $E_{H,t,i}$ 、 $Q_{UT,H,t,r}$ 、 $\alpha_{UT,H,r}$ 、 m 、 n 及び R は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$E_{H,t,i}$: 時刻 t における 1 時間当たりの暖房設備 i の設計一次エネルギー消費量 (単位 1 時間につきメガジュール)
$Q_{UT,H,t,r}$: 部屋 r の時刻 t における 1 時間当たりの処理されない暖房負荷 (単位 1 時間につきメガジュール)

- $\alpha_{UT,H,r}$: 部屋 r における処理されない暖房負荷を一次エネルギー消費量に換算する係数であって別表第4に掲げる地域区分ごとに別表第7に掲げる係数
- m : 当該単位住戸における暖房設備の数
- n : 1年間に暖房する時間 (単位 時間)
- R : 部屋の数

(ロ) $E_{H,t,i}$ は、暖房設備の種類及び仕様、当該単位住戸の床面積、外気の温湿度、暖房設備により処理される暖房負荷並びに太陽熱利用設備又は排熱利用設備により供給される熱を勘案して算出するものとし、 $E_{H,t,i}$ を時刻 t における1時間当たりの暖房設備の設計一次エネルギー消費係数を用いて算出する場合においては、次の式により算出するものとする。

$$E_{H,t,i} = C_{H,t,i} \times Q_{T,H,t,i}$$

この式において、 $C_{H,t,i}$ 及び $Q_{T,H,t,i}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- $C_{H,t,i}$: 時刻 t における1時間当たりの暖房設備 i の設計一次エネルギー消費係数
- $Q_{T,H,t,i}$: 時刻 t における1時間当たりの暖房設備 i により処理される暖房負荷 (単位 1時間につきメガジュール)

(ハ) $C_{H,t,i}$ は、暖房設備の種類及び仕様、当該単位住戸の床面積、外気の温湿度並びに暖房設備により処理される暖房負荷を勘案した数値とする。

(ニ) $Q_{T,H,t,i}$ は、太陽熱利用設備又は排熱利用設備により供給される熱等を減じた数値とすることができるものとする。

(ホ) 暖房設備により処理されない暖房負荷は、暖房負荷が暖房設備による最大出力以上となる場合は暖房負荷から最大出力を減じた数値とし、暖房負荷が暖房設備による最大出力を超えない場合は0とする。

(ヘ) 暖房負荷は、①から③までに掲げる事項について勘案するものとする。

- ① 暖房負荷の算出においては、次に掲げる運転時間等を勘案すること。
 - (i) 暖房設備の運転時間及び温度設定
 - (ii) 居住者の在室時間、在室人数及び発熱量
 - (iii) 局所機械換気及び全般機械換気の運転時間並びに換気量及び換気経路
 - (iv) 家電製品の運転時間及び発熱量
 - (v) 調理の時間及び発熱量
- ② 外気温 (日平均外気温を含む。) については、別表第4に掲げる地域区分ごとの気象情報を用いること。
- ③ 暖房負荷の算出においては、次に掲げる熱を勘案すること。
 - (i) 室温と外気温又は地温との温度差によって外壁、窓等を貫流する熱
 - (ii) 換気又は漏気によって輸送される熱
 - (iii) 日射の吸収又は夜間放射によって発生する熱
 - (iv) 家電製品、人体その他室内に存する物体から発生する熱
 - (v) 床、壁その他熱容量の大きな部位に蓄えられる熱
 - (vi) 調理により発生する熱のうち、暖房負荷削減に寄与する熱

(vii) 太陽熱利用設備又は排熱利用設備により供給される熱

(ト) エネルギーの量を熱量に換算する係数は、別表第6に掲げる値を用いるものとする。

ロ E_C は、次の(イ)から(へ)までに定める方法によるものとする。

(イ) E_C は、単位住戸全体又は各室ごとの単位時間当たりの冷房設備の一次エネルギー消費量の冷房期間(1年間のうち暖房期間以外の期間をいう。以下同じ。)における合計とし、次の式により算出するものとする。

$$E_C = \sum_t^n \sum_i^m E_{C,t,i}$$

この式において、 $E_{C,t,i}$ 、 m 及び n は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$E_{C,t,i}$: 時刻 t における1時間当たりの冷房設備 i の設計一次エネルギー消費量(単位 1時間につきメガジュール)

m : 当該単位住戸における冷房設備の数

n : 1年間に冷房する時間(単位 時間)

(ロ) $E_{C,t,i}$ は、冷房設備の種類及び仕様、当該単位住戸の床面積、外気の温湿度並びに冷房設備により処理される冷房負荷を勘案して算出するものとし、 $E_{C,t,i}$ を時刻 t における1時間当たりの冷房設備の設計一次エネルギー消費係数を用いて算出する場合においては、次の式により算出するものとする。

$$E_{C,t,i} = C_{C,t,i} \times Q_{T,C,t,i}$$

この式において、 $C_{C,t,i}$ 及び $Q_{T,C,t,i}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$C_{C,t,i}$: 時刻 t における1時間当たりの冷房設備 i の設計一次エネルギー消費係数

$Q_{T,C,t,i}$: 時刻 t における1時間当たりの冷房設備 i により処理される冷房負荷(単位 1時間につきメガジュール)

(ハ) $C_{C,t,i}$ は、冷房設備の種類及び仕様、当該単位住戸の床面積、外気の温湿度並びに冷房設備により処理される冷房負荷を勘案した数値とする。

(ニ) 冷房設備により処理される冷房負荷は、次に掲げる処理顕熱負荷及び処理潜熱負荷の合計とする。

① 冷房設備による処理顕熱負荷は、冷房顕熱負荷が冷房設備による最大顕熱出力を超えない場合は冷房顕熱負荷とし、冷房顕熱負荷が冷房設備による最大顕熱出力以上となる場合は当該冷房設備による最大顕熱出力とする。

② 冷房設備による処理潜熱負荷は、冷房潜熱負荷が冷房設備による最大潜熱出力を超えない場合は冷房潜熱負荷とし、冷房潜熱負荷が冷房設備による最大潜熱出力以上となる場合は当該冷房設備による最大潜熱出力とする。

(ホ) 冷房負荷は、①から③までに掲げる事項について勘案するものとする。

① 冷房負荷の算出においては、次に掲げる運転時間等を勘案すること。

(i) 冷房設備の運転時間及び温湿度設定

(ii) 居住者の在室時間及び在室人数並びに発熱量及び発湿量

(iii) 局所機械換気及び全般機械換気の運転時間並びに換気量及び換気経路

(iv) 家電製品の運転時間及び発熱量

(v) 調理の時間並びに発熱量及び発湿量

② 外気温（日平均外気温を含む。）については、別表第4に掲げる地域区分ごとに定められる気象情報を用いること。

③ 冷房負荷の算出においては、次の(i)及び(ii)に掲げる熱をそれぞれ勘案すること。

(i) 顕熱

a 室温と外気温又は地温との温度差によって外壁、窓等を貫流する熱

b 換気（通風のための措置を含む。(ii)において同じ。)又は漏気によって輸送される熱

c 日射の吸収又は夜間放射によって発生する熱

d 家電製品、人体その他室内に存する物体から発生する熱

e 床、壁その他熱容量の大きな部位に蓄えられる熱

f 調理により発生する熱のうち、冷房負荷削減に寄与する熱

(ii) 潜熱

a 換気又は漏気によって輸送される水蒸気が保有する熱

b 厨房器具、人体その他室内に存する物体から発生する水蒸気が保有する熱

c 床、壁その他湿気容量の大きな部位に蓄えられる水蒸気が保有する熱

d 調理により発生する水蒸気が保有する熱のうち、冷房負荷削減に寄与する水蒸気が保有する熱

(へ) エネルギーの量を熱量に換算する係数は、別表第6に掲げる値を用いるものとする。

ハ E_V は、次の(イ)から(ニ)までに定める方法によるものとする。

(イ) E_V は、次の式により算出するものとする。

$$E_V = \sum_t^{n_1} \sum_i^{m_1} E_{VG,t,i} + \sum_t^{n_2} \sum_i^{m_2} E_{VL,t,i}$$

この式において、 $E_{VG,t,i}$ 、 $E_{VL,t,i}$ 、 m_1 、 n_1 、 m_2 及び n_2 は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$E_{VG,t,i}$: 時刻 t における 1 時間当たりの全般機械換気設備 i の設計一次エネルギー消費量 (単位 1 時間につきメガジュール)

$E_{VL,t,i}$: 時刻 t における 1 時間当たりの局所機械換気設備 i の設計一次エネルギー消費量 (単位 1 時間につきメガジュール)

m_1 : 当該単位住戸における全般機械換気設備の数

n_1 : 全般機械換気設備 i の年間稼働時間 (通年稼働のものにあつては 8760) (単位 時間)

m_2 : 当該単位住戸における局所機械換気設備の数

n_2 : 局所機械換気設備 i の年間稼働時間 (単位 時間)

(ロ) $E_{VG,t,i}$ 及び $E_{VL,t,i}$ は、次の式により算出するものとする。

$$E_{VG,t,i} = f_{SFP,i} \times V_{R,i} \times f_{prim} \times 10^{-6}$$

$$E_{VL,t,i} = p_{v,i} \times f_{prim} \times 10^{-6}$$

この式において、 $f_{SFP,i}$ 、 $V_{R,i}$ 、 f_{prim} 及び $p_{v,i}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$f_{SFP,i}$: 全般機械換気設備*i*の比消費電力(単位 1時間につき1立方メートル当たりのワット)

$V_{R,i}$: 全般機械換気設備*i*の参照機械換気量(単位 1時間につき立方メートル)

f_{prim} : 別表第6に掲げる電気の量1キロワット時を熱量に換算する係数(単位 1キロワット時につきキロジュール)

$p_{v,i}$: 局所機械換気設備*i*の消費電力(単位 ワット)

(ハ) $f_{SFP,i}$ は、機械換気設備の種類及び仕様並びに全般機械換気設備の設計風量を勘案して算出するものとする。

(ニ) $V_{R,i}$ は、当該単位住戸の床面積の合計に、天井高及び全般機械換気設備に求められる換気回数を乗じた値に余裕率を勘案し、機械換気設備の有効換気量率で除して求められる換気量とする。

ニ E_L は、次の(イ)から(ニ)までに定める方法によるものとする。

(イ) E_L は、次の式により算出するものとする。

$$E_L = \sum_t^n \sum_i^m E_{L,t,i}$$

この式において、 $E_{L,t,i}$ 、 m 及び n は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$E_{L,t,i}$: 時刻*t*における1時間当たりの照明区画(照明器具の種類、照明設備の制御方法及び配置、照度の設定、室等の形状並びに内装仕上げが同一の部分を用いる。以下同じ。) *i*に設置される照明設備の設計一次エネルギー消費量(単位 1時間につきメガジュール)

m : 当該単位住戸における照明区画の数

n : 照明区画*i*における年間点灯時間(単位 時間)

(ロ) $E_{L,t,i}$ は、以下の式により算出するものとする。

$$E_{L,t,i} = P_i \times C_i \times f_{prim} \times 10^{-6} \times r_{i,d,t}$$

この式において、 P_i 、 C_i 、 f_{prim} 及び $r_{i,d,t}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

P_i : 照明区画*i*に設置される照明設備の消費電力の合計値(単位 ワット)

C_i : 照明区画*i*に設置される照明設備の消費電力の補正值

f_{prim} : 別表第6に掲げる電気の量1キロワット時を熱量に換算する係数(単位 1キロワット時につきキロジュール)

$r_{i,d,t}$: 時刻*t*における照明区画*i*に設置される照明設備の使用時間率

(ハ) P_i は、照明設備の種類及び仕様並びに照明区画*i*の床面積を勘案して算出するものとする。

(ニ) C_i は、照明設備の設置状況及び用途、調光、人感センサー並びに多灯分散照明方式の採用の有無を勘案して算出するものとする。

ホ E_W は、次の(イ)から(ホ)までに定める方法によるものとする。

(イ) E_W は、次の式により算出するものとする。

$$E_W = \sum_d^D E_{W,d}$$

この式において、 $E_{W,d}$ 及び D は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$E_{W,d}$: 日付 d における 1 日当たりの給湯設備の設計一次エネルギー消費量 (単位 1 日につきメガジュール)

D : 給湯設備の年間稼働日数 (単位 日)

(ロ) $E_{W,d}$ は、給湯設備の種類及び仕様、外気温湿度、給水温度並びに給湯負荷を勘案し、日付 d における 1 日当たりの給湯設備の設計一次エネルギー消費係数を用いて算出する場合においては、以下の式により算出するものとする。

$$E_{W,d} = C_{W,d} \times L_{W,d}$$

この式において、 $C_{W,d}$ 及び $L_{W,d}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$C_{W,d}$: 日付 d における 1 日当たりの給湯設備の設計一次エネルギー消費係数

$L_{W,d}$: 日付 d における 1 日当たりの給湯負荷 (単位 1 日につきメガジュール)

(ハ) $C_{W,d}$ は給湯設備の種類及び仕様、外気温湿度、給水温度並びに給湯負荷を勘案した数値とする。

(ニ) $L_{W,d}$ は、当該単位住戸の床面積、外気温湿度、給水温度、節湯器具の仕様及び給湯配管の仕様を勘案するものとし、さらに太陽熱利用設備を利用する場合においては太陽熱利用設備の種類、仕様、直達日射量及び天空放射量を勘案して算出するものとする。

(ホ) エネルギーの量を熱量に換算する係数は、別表第 6 に掲げる値を用いるものとする。

へ E_S は、次の(イ)及び(ロ)に定める方法によるものとする。

(イ) E_S は、次の式により算出するものとする。

$$E_S = \sum_t^n \sum_i^m E_{E,s,t,i} \times f_{prim} \times 10^{-3}$$

この式において、 $E_{E,s,t,i}$ 、 m 、 n 及び f_{prim} は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$E_{E,s,t,i}$: 時刻 t における 1 時間当たりのエネルギー利用効率化設備 i による消費電力量の削減量 (単位 1 時間につきキロワット時)

m : 当該単位住戸におけるエネルギー利用効率化設備の数

n : エネルギー利用効率化設備 i の年間稼働時間 (単位 時間)

f_{prim} : 別表第 6 に掲げる電気の量 1 キロワット時を熱量に換算する係数 (単位 1 キロワット時につきキロジュール)

(ロ) $E_{E,s,t,i}$ は、気象条件、設備の性能及び設置状況を勘案して算出するものとする。

ト E_M は、2-2の(1)のへに定める方法によるものとする。

(2) 共同住宅等全体の設計一次エネルギー消費量については、(1)により算出した各単位住戸の設計一次エネルギー消費量の合計に、共用部の設計一次エネルギー消費量を加算するものとする。共用部の設計一次エネルギー消費量は、第 1 の 2-3 に定める方法を用いるものと

する。

第3 複合建築物に係る判断の基準

複合建築物の建築主等は、次の1及び2に適合する措置を講ずるものとする。

1 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準

複合建築物の建築主等は、複合建築物全体又は複合建築物における一の住戸（以下第3において「単位住戸」という。）の住宅以外の用途に供する部分については第1の1に、住宅の用途に供する部分については第2の1に、それぞれ適合する措置を講ずるものとする。ただし、複合建築物における住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル未満の場合においては、当該部分について第2の1に適合する措置を講ずるものとすることができるものとする。

2 一次エネルギー消費量に関する基準

2-1 複合建築物の建築主等は、当該複合建築物全体の設計一次エネルギー消費量（2-3の(1)に定める方法により算出した数値をいう。）が、当該複合建築物全体の基準一次エネルギー消費量（2-2の(1)に定める方法により算出した数値をいう。）を上回らないようにし、かつ、当該複合建築物における各単位住戸の設計一次エネルギー消費量（2-3の(2)に定める方法により算出した数値をいう。）が、当該複合建築物における各単位住戸の基準一次エネルギー消費量（2-2の(2)に定める方法により算出した数値をいう。）をそれぞれ上回らないようにするものとする。

2-2 基準一次エネルギー消費量の算定方法

複合建築物の基準一次エネルギー消費量は、複合建築物全体については(1)に定める方法、複合建築物における単位住戸については(2)に定める方法によるものとする。

(1) 複合建築物全体の基準一次エネルギー消費量は、イ及びロにより求められる値の合計値とする。

イ 住宅以外の用途に供する部分については、第1の2-2に定める方法により算出した基準一次エネルギー消費量

ロ 住宅の用途に供する部分については、当該複合建築物における単位住戸が一である場合には第2の2-2の(1)に定める方法により算出した基準一次エネルギー消費量とし、当該複合建築物における単位住戸が複数ある場合には第2の2-2の(2)に定める方法により算出した基準一次エネルギー消費量とする。

(2) 複合建築物における単位住戸の基準一次エネルギー消費量は、第2の2-2の(1)に定める方法により算出したものとする。

2-3 設計一次エネルギー消費量の算定方法

複合建築物の設計一次エネルギー消費量は、複合建築物全体については(1)に定める方法、複合建築物における単位住戸については(2)に定める方法によるものとする。

(1) 複合建築物全体の設計一次エネルギー消費量は、イ及びロにより求められる値の合計値とする。

イ 住宅以外の用途に供する部分については、第1の2-3に定める方法により算出した設計

一次エネルギー消費量

ロ 住宅の用途に供する部分については、当該複合建築物における単位住戸が一である場合には第2の2-3の(1)に定める方法により算出した設計一次エネルギー消費量とし、当該複合建築物における単位住戸が複数ある場合には第2の2-3の(2)に定める方法により算出した設計一次エネルギー消費量とする。

- (2) 複合建築物における単位住戸の設計一次エネルギー消費量は、第2の2-3の(1)に定める方法により算出したものとする。

II. 特定建築物の所有者の判断の基準

特定建築物の所有者（所有者と管理者が異なる場合にあっては、管理者。以下同じ。）は、1-1から1-7までに掲げる事項を的確に講じるものとする。

1-1 建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止

次に掲げる事項に配慮し、建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止を図るものとする。

- (1) 熱の損失が増大しないよう採用した室の配置等の維持保全をすること。
- (2) 外壁、屋根、床、窓等の開口部の清掃、補修等により、これらの断熱性の維持保全をすること。
- (3) 窓からの日射の制御の状態の点検、緑化施設の保全等により、日射による熱負荷の低減措置の維持保全をすること。

1-2 空気調和設備に係るエネルギーの効率的利用

次に掲げる事項に配慮し、空気調和設備に係るエネルギーの効率的利用を図るものとする。

- (1) 室等の空気調和負荷の特性等に配慮して採用した空気調和設備のシステムの維持保全をすること。
- (2) 風道、配管等の点検、補修等により、エネルギーの損失が増大しないよう採用した熱搬送設備の維持保全をすること。
- (3) 熱源機器、ポンプ、空気調和機等の作動状況の点検等により、採用した空気調和設備の制御方法の維持保全をすること。
- (4) 熱源システムの点検等により、採用した熱源システムのエネルギーの利用効率を維持すること。

1-3 空気調和設備以外の機械換気設備に係るエネルギーの効率的利用

次に掲げる事項に配慮し、空気調和設備以外の機械換気設備に係るエネルギーの効率的利用を図るものとする。

- (1) 風道等の点検、補修等により、エネルギーの損失が増大しないよう採用した空気搬送設備の維持保全をすること。
- (2) 送風機等の作動状況の点検等により、採用した機械換気設備の制御方法の維持保全をすること。

- (3) 機器の点検、清掃等により、採用した機器の換気能力及びエネルギーの利用効率を維持すること。

1-4 照明設備に係るエネルギーの効率的利用

次に掲げる事項に配慮し、照明設備に係るエネルギーの効率的利用を図るものとする。

- (1) 照明設備の点検、清掃等により、採用した照明設備の照明効率を維持すること。
- (2) 照明設備の作動状況の点検等により、採用した照明設備の制御方法の維持保全をすること。
- (3) 保守管理に配慮して採用した設置方法の維持保全をすること。
- (4) 照明設備の配置、照度、室等の形状、内装仕上げ等の維持保全をすること。

1-5 給湯設備に係るエネルギーの効率的利用

次に掲げる事項に配慮し、給湯設備に係るエネルギーの効率的利用を図るものとする。

- (1) 配管の点検、補修等により、エネルギーの損失が増大しないよう採用した配管設備の維持保全をすること。
- (2) 熱源機器、ポンプ等の作動状態の点検等により、採用した給湯設備の制御方法の維持保全をすること。
- (3) 熱源システムの点検等により、採用した熱源システムのエネルギーの利用効率を維持すること。

1-6 昇降機に係るエネルギーの効率的利用

次に掲げる事項に配慮し、昇降機に係るエネルギーの効率的利用を図るものとする。

- (1) 昇降機の作動状況の点検等により、採用した昇降機の制御方法の維持保全をすること。
- (2) 駆動装置の点検等により、採用した駆動装置のエネルギーの利用効率を維持すること。

1-7 エネルギー利用効率化設備に係るエネルギーの効率的利用

次に掲げる事項に配慮し、エネルギー利用効率化設備に係るエネルギーの効率的利用を図るものとする。

- (1) エネルギー利用効率化設備の点検、清掃等により、採用したエネルギー利用効率化設備の効率を維持すること。
- (2) エネルギー利用効率化設備の作動状況の点検等により、採用したエネルギー利用効率化設備の制御方法の維持保全をすること。
- (3) 保守管理に配慮して採用した設置方法の維持保全をすること。

附 則（平成 25 年国土交通省経済産業省告示第 1 号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、住宅及び複合建築物（住宅の用途に供する部分に限る。）に係る規定並びに附則 6 の規定については、同年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の適用については、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める日までの間は、なお従前の例によることができる。

一 非住宅建築物及び複合建築物（住宅以外の用途に供する部分に限る。） 平成 26 年 3 月 31 日

二 住宅及び複合建築物（住宅の用途に供する部分に限る。） 平成 27 年 3 月 31 日

3 建築物の増築、修繕若しくは模様替又は空気調和設備等の設置若しくは改修に対するこの告示の適用については、前 2 項の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

4 この告示の施行前のエネルギーの使用の合理化に関する法律第 75 条第 1 項前段又は第 75 条の 2 第 1 項前段の規定に基づく届出がされた建築物に対する同第 75 条第 1 項後段又は同第 75 条の 2 第 1 項後段の規定に基づく変更の届出に係るこの告示の適用については、前 3 項の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

（廃止）

5 建築物に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成 11 年通商産業省・建設省告示第 1 号）は、平成 25 年 4 月 1 日から廃止する。

6 住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成 18 年経済産業省・国土交通省告示第 3 号）は、平成 25 年 10 月 1 日から廃止する。

（エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づき、特定住宅の性能の向上に関する住宅事業建築主の判断の基準を定める件の一部改正）

7 エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づき、特定住宅に必要とされる性能の向上に関する住宅事業建築主の判断の基準を定める件（平成 21 年経済産業省・国土交通省告示第 2 号）の一部を次のように改正する。

2-1 中「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成 18 年経済産業省・国土交通省告示第 3 号。）を「エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成 25 年経済産業省・国土交通省告示第 1 号。）に改める。

附 則（平成 25 年国土交通省経済産業省告示第 号）

（施行期日）

1 この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の適用については、前項の規定にかかわらず、平成 27 年 3 月 31 日までの間は、なお従前の例によることができる。

3 この告示の施行前のエネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）第 75 条第 1 項前段又は第 75 条の 2 第 1 項前段の規定に基づく届出がされた建築物に対する同第 75 条第 1 項後段又は同第 75 条の 2 第 1 項後段の規定に基づく変更の届出に係るこの告示の適用については、前 2 項の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

別表第1

	用途	地域区分								
		1	2	3	4	5	6	7	8	
(1)	事務所等	430	430	430	450	450	450	450	590	
(2)	ホテル等	客室部	560	560	560	450	450	450	500	690
		宴会場部	960	960	960	1250	1250	1250	1450	2220
(3)	病院等	病室部	790	790	790	770	770	770	790	980
		非病室部	420	420	420	430	430	430	440	670
(4)	物品販売業を営む店舗等	610	610	610	710	710	710	820	1300	
(5)	学校等	390	390	390	450	450	450	500	690	
(6)	飲食店等	680	680	680	810	810	810	910	1440	
(7)	集会所等	図書館等	540	540	540	550	550	550	550	670
		体育館等	770	770	770	900	900	900	900	1100
		映画館等	1470	1470	1470	1500	1500	1500	1500	2100
(8)	工場等	—	—	—	—	—	—	—	—	

- 1 「事務所等」とは、事務所、官公署その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。
- 2 「ホテル等」とは、ホテル、旅館その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。
- 3 「病院等」とは、病院、老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。
- 4 「物品販売業を営む店舗等」とは、百貨店、マーケットその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。
- 5 「学校等」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。
- 6 「飲食店等」とは、飲食店、食堂、喫茶店、キャバレーその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。
- 7 「図書館等」とは、図書館、博物館その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。
「体育館等」とは、体育館、公会堂、集会場、ポーリング場、劇場、アスレチック場、スケート場、浴場施設、競馬場又は競輪場、社寺その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。
「映画館等」とは、映画館、カラオケボックス、ぱちんこ屋その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。
- 8 「工場等」とは、工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。

別表第3

室用途		設備別基準一次エネルギー消費量に関する係数 (単位 1平方メートル1年につきメガジュール)																		
		空調調和設備								空気調和設備以外の機械換気設備	照明設備	給湯設備								その他設備等
		地域区分										地域区分								
		1	2	3	4	5	6	7	8			1	2	3	4	5	6	7	8	
事務所等	事務室	898	917	925	965	1033	1115	1129	1399	0	498	20	20	19	18	17	16	14	12	498
	電子計算機器事務室	944	963	1120	1155	1259	1350	1378	1715	0	498	20	20	19	18	17	16	14	12	1245
	会議室	1060	1071	993	1021	1075	1148	1153	1465	0	231	51	50	47	45	43	39	36	29	42
	喫茶室	1060	1071	993	1021	1075	1148	1153	1465	0	254	1712	1678	1572	1531	1454	1322	1209	978	42
	社員食堂	394	397	380	392	406	458	450	594	0	141	2568	2517	2358	2297	2180	1983	1813	1467	0
	中央監視室	2457	2508	3049	3155	3354	3527	3696	4490	0	1171	46	45	42	41	39	36	33	26	2565
	ロビー	660	671	655	675	693	750	739	913	0	547	6	6	6	5	5	5	4	3	0
	廊下	660	671	655	675	693	750	739	913	0	245	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	便所	660	671	655	675	693	750	739	913	413	367	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	喫煙室	660	671	655	675	693	750	739	913	826	202	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	更衣室又は倉庫	787	797	816	850	894	967	977	1220	138	202	995	975	914	890	845	768	702	569	0
	厨房	0	0	0	0	0	0	0	0	3514	322	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	機械室	0	0	0	0	0	0	0	0	769	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	電気室	0	0	0	0	0	0	0	0	1539	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	湯沸室等	0	0	0	0	0	0	0	0	88	64	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	食品庫等	0	0	0	0	0	0	0	0	176	70	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	印刷室等	0	0	0	0	0	0	0	0	176	106	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	屋内駐車場	0	0	0	0	0	0	0	0	1366	123	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	廃棄物保管場所等	0	0	0	0	0	0	0	0	527	35	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ホテル等	客室	1601	1437	1091	1062	1086	1099	1057	1139	0	308	936	917	859	837	795	723	661	535
客室内の浴室等		1601	1437	1091	1062	1086	1099	1057	1139	385	342	936	917	859	837	795	723	661	535	131
終日利用されるフロント		4024	3991	4594	4676	5265	5385	5509	6589	0	1710	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日中のみ利用されるフロント		2944	2961	3499	3615	3993	4144	4358	5327	0	926	0	0	0	0	0	0	0	0	0
終日利用される事務室		1701	1661	1884	1979	2160	2300	2489	3122	0	1394	62	60	57	55	52	48	43	35	641
日中のみ利用される事務室		1139	1132	1324	1401	1502	1626	1791	2260	0	871	62	60	57	55	52	48	43	35	534
終日利用されるロビー		4024	3991	4594	4676	5265	5385	5509	6589	0	1026	31	30	28	28	26	24	22	18	0
日中のみ利用されるロビー		2944	2961	3499	3615	3993	4144	4358	5327	0	556	62	60	57	55	52	48	43	35	0
宴会場		4739	4834	5924	6131	6785	7027	7491	9258	0	1282	216	211	198	193	183	166	152	123	470
会議室		4046	4118	4981	5174	5732	5973	6325	7788	0	1282	216	211	198	193	183	166	152	123	0
結婚式場		3811	3818	4450	4591	5084	5287	5477	6652	0	1282	92	91	85	83	78	71	65	53	0
レストラン		4451	4305	4227	4324	4700	4869	5068	6356	0	556	3889	3813	3572	3479	3302	3003	2746	2222	463
ラウンジ		3186	3142	3161	3218	3497	3645	3798	4672	0	598	62	60	57	55	52	48	43	35	0
バー		1447	1423	1368	1394	1488	1550	1580	1931	0	128	62	60	57	55	52	48	43	35	0
店舗		2350	2288	2331	2399	2607	2744	2885	3630	0	638	31	30	28	28	26	24	22	18	994
社員食堂		3402	3375	3604	3728	4137	4308	4535	5579	0	997	3889	3813	3572	3479	3302	3003	2746	2222	0
終日利用される廊下		2323	2271	2264	2320	2493	2550	2640	3276	0	513	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日中のみ利用される廊下		1609	1565	1456	1490	1571	1615	1666	2083	0	278	0	0	0	0	0	0	0	0	0
終日利用される共用部の便所		4024	3991	4594	4676	5265	5385	5509	6589	1154	1026	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日中のみ利用される共用部の便所		2944	2961	3499	3615	3993	4144	4358	5327	625	556	0	0	0	0	0	0	0	0	0
終日利用される喫煙室		4024	3991	4594	4676	5265	5385	5509	6589	2308	564	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日中のみ利用される喫煙室		2944	2961	3499	3615	3993	4144	4358	5327	1250	306	0	0	0	0	0	0	0	0	0
更衣室又は倉庫		2849	2811	3087	3198	3566	3726	3906	4739	385	564	502	492	461	449	427	388	355	287	0
厨房		0	0	0	0	0	0	0	0	5622	515	0	0	0	0	0	0	0	0	0
機械室		0	0	0	0	0	0	0	0	769	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0
電気室		0	0	0	0	0	0	0	0	1539	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0
湯沸室等		0	0	0	0	0	0	0	0	141	103	0	0	0	0	0	0	0	0	0
食品庫等		0	0	0	0	0	0	0	0	281	112	0	0	0	0	0	0	0	0	0
印刷室等		0	0	0	0	0	0	0	0	281	170	0	0	0	0	0	0	0	0	0
屋内駐車場		0	0	0	0	0	0	0	0	3420	308	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃棄物保管場所等		0	0	0	0	0	0	0	0	843	56	0	0	0	0	0	0	0	0	0
病院等		病室	2430	2227	1756	1725	1725	1740	1701	1904	0	514	1842	1806	1692	1648	1564	1422	1301	1053
	看護職員室	2333	2141	1712	1673	1671	1679	1669	1846	0	813	267	262	246	239	227	206	189	153	160
	診察室	992	968	804	821	803	856	852	1004	0	448	214	210	196	191	182	165	151	122	327
	待合室	992	968	804	821	803	856	852	1004	0	303	214	210	196	191	182	165	151	122	327
	手術室	1475	1459	1105	1141	1117	1171	1131	1327	0	929	408	400	375	365	347	315	288	233	725
	検査室	1475	1459	1105	1141	1117	1171	1131	1327	0	465	408	400	375	365	347	315	288	233	725
	集中治療室	3448	3443	3900	4058	4506	4753	4987	6121	0	1394	510	500	469	457	433	394	360	292	2565
	解剖室等	650	659	705	753	795	897	927	1202	0	44	49	48	45	44	42	38	35	28	362
	浴室等	2430	2227	1756	1725	1725	1740	1701	1904	616	598	1842	1806	1692	1648	1564	1422	1301	1053	160
	レストラン	2523	2509	2812	2912	3256	3388	3542	4293	0	522	3889	3813	3572	3479	3302	3003	2746	2222	427
	事務室	650	659	705	753	795	897	927	1202	0	418	49	48	45	44	42	38	35	28	362
	終日利用されるロビー	2757	2563	1925	1922	1875	1889	1867	2072	0	1026	31	30	28	28	26	24	22	18	0
	日中のみ利用されるロビー	921	899	689	696	669	699	684	788	0	342	49	48	45	44	42	38	35	28	0
	終日利用される廊下	2755	2562	1924	1916	1853	1868	1855	2034	0	564	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日中のみ利用される廊下	881	865	662	672	647	668	668	752	0	188	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	終日利用される共用部の便所	2757	2563	1925	1922	1875	1889	1867	2072	1154	1026	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日中のみ利用される共用部の便所	921	899	689	696	669	699	684	788	385	342	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	終日利用される喫煙室	2757	2563	1925	1922	1875	1889	1867	2072	2308	564	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日中のみ利用される喫煙室	921	899	689	696	669	699	684	788	769	188	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	更衣室又は倉庫	1052	1063	1085	1122	1218	1283	1313	1590	128	169	402	394	369	359	341	310	284	230	0
	厨房	0	0	0	0	0	0	0	0	9662	886	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	機械室	0	0	0	0	0	0	0	0	769	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	電気室	0	0	0	0	0	0	0	0	1539	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	湯沸室等	0	0	0	0	0	0	0	0	242	180	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	食品庫等	0	0	0	0	0	0	0	0	48										

別表第4

地域区分	都道府県名
1、2	北海道
3	青森県、岩手県、秋田県
4	宮城県、山形県、福島県、栃木県、新潟県、長野県
5、6	茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、富山県、石川県、福井県、山梨県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県
7	宮崎県、鹿児島県
8	沖縄県

1 上の区分の詳細は以下のとおりとする。

(1) 上の区分のうち、1地域については、次の市町村とする。

北海道 旭川市、釧路市、帯広市、北見市、夕張市、網走市、稚内市、紋別市、士別市、名寄市、根室市、深川市、富良野市、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、沼田町、幌加内町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、小平町、苫前町、羽幌町、遠別町、天塩町、幌延町、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、大空町、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町、伊達市（旧大滝村に限る。）、むかわ町（旧穂別町に限る。）、日高町（旧日高町に限る。）、平取町、新ひだか町（旧静内町に限る。）、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、芽室町、中札内村、更別村、幕別町、大樹町、広尾町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町、別海町、中標津町、標津町、羅臼町

(2) 上の区分のうち、2地域については、次の市町村とする。

北海道 札幌市、函館市（旧函館市を除く。）、千歳市、石狩市、小樽市、室蘭市、北斗市、伊達市（旧伊達市に限る。）、岩見沢市、芦別市、恵庭市、江別市、砂川市、三笠市、赤平市、滝川市、登別市、苫小牧市、美唄市、北広島市、留萌市、八雲町（旧八雲町に限る。）、森町、せたな町（旧瀬棚町に限る。）、日高町（旧門別町に限る。）、洞爺湖町、むかわ町（旧鶴川町に限る。）、安平町、新ひだか町（旧三石町に限る。）、豊浦町、蘭越町、雨竜町、秩父別町、北竜町、妹背牛町、浦河町、奥尻町、歌志内市、浦臼町、月形町、新十津川町、鹿部町、岩内町、共和町、七飯町、上砂川町、奈井江町、南幌町、神恵内村、泊村、古平町、長万部町、黒松内町、清水町、新冠町、今金町、新篠津村、当別町、積丹町、増毛町、初山別村、白老町、えりも町、厚真町、壮瞥町、栗山町、長沼町、由仁町、仁木町、赤井川村、余市町、様似町、利尻町、利尻富士町、礼文町

(3) 上の区分のうち、5地域については、次の市町村とする。

- 茨城県 水戸市、かすみがうら市（旧霞ヶ浦町に限る。）、つくばみらい市、つくば市、ひたちなか市、稲敷市、下妻市、笠間市（旧岩間町を除く。）、牛久市、結城市、古河市、行方市、高萩市、坂東市、取手市、守谷市、小美玉市（旧玉里村に限る。）、常総市、常陸太田市、常陸大宮市（旧美和村を除く。）、筑西市（旧関城町に限る。）、土浦市（旧土浦市に限る。）、那珂市、日立市、鉾田市、北茨城市、龍ヶ崎市、阿見町、河内町、美浦村、境町、五霞町、八千代町、茨城町、城里町、大洗町、東海村、利根町
- 群馬県 前橋市、みどり市（旧東村（勢多郡）を除く。）、安中市（旧安中市に限る。）、伊勢崎市、甘楽町、館林市、桐生市（旧黒保根村を除く。）、高崎市（旧倉渕村を除く。）、渋川市（旧赤城村、旧小野上村を除く。）、太田市、藤岡市、富岡市、玉村町、吉岡町、榛東村、大泉町、板倉町、明和町、邑楽町
- 埼玉県 さいたま市、ふじみ野市、羽生市、桶川市、加須市、久喜市、狭山市、熊谷市（旧熊谷市を除く。）、幸手市、行田市（旧行田市に限る。）、鴻巣市、坂戸市、志木市、春日部市、所沢市、上尾市、新座市、深谷市、川越市、秩父市（旧大滝村を除く。）、鶴ヶ島市、日高市、入間市、飯能市、富士見市、北本市、本庄市、蓮田市、東松山市、白岡市、上里町、神川町、美里町、寄居町、横瀬町、皆野町、小鹿野町（旧小鹿野町に限る。）、長瀨町、東秩父村、宮代町、越生町、三芳町、毛呂山町、ときがわ町、滑川町、吉見町、小川町、川島町、鳩山町、嵐山町、杉戸町、伊奈町
- 千葉県 野田市、香取市（旧佐原市に限る。）、成田市、佐倉市、八千代市、我孫子市、印西市、白井市、酒々井町、富里市、栄町、神崎町
- 東京都 八王子市、立川市、青梅市、昭島市、小平市、日野市、東村山市、福生市、東大和市、清瀬市、武蔵村山市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村
- 神奈川県 清川村、秦野市、相模原市（旧相模原市を除く。）、開成町、山北町、松田町、大井町、南足柄市
- 富山県 高岡市、黒部市（旧黒部市に限る。）、射水市、砺波市、南砺市（旧平村、旧上平村、旧利賀村を除く。）、富山市（旧大沢野町、旧大山町、旧細入村を除く。）、魚津市、氷見市、滑川市、小矢部市、舟橋村、入善町、朝日町
- 石川県 かほく市、志賀町、宝達志水町、加賀市、中能登町、七尾市、能美市、白山市（旧松任市、旧美川町、旧吉野谷村、旧尾口村、旧白峰村を除く。）、能登町、輪島市、小松市、珠州市、羽咋市、川北町、津幡町、内灘町、穴水町
- 福井県 福井市（旧福井市、旧美山町に限る。）、あわら市、おおい町、越前市、永平寺町、池田町、坂井市、鯖江市、若狭町、勝山市、小浜市、高浜町、大野市（旧大野市に限る。）、越前町（旧朝日町、旧宮崎村に限る。）、南越前町（旧河野村を除く。)
- 山梨県 山梨市（旧三富村を除く。）、甲州市、甲斐市、甲府市（旧上九一色村を除く。）、上野原市、市川三郷町、中央市、笛吹市（旧芦川村を除く。）、南アルプス市、身延町、南部町（旧富沢町を除く。）、北杜市（旧明野村に限る。）、大月市、韮崎市、富士川町、早川町、昭和町、道志村
- 岐阜県 山県市、恵那市（旧串原村、旧上矢作町を除く。）、本巣市（旧根尾村に限る。）、郡上

	市（旧美並村に限る。）、下呂市（旧金山町に限る。）、揖斐川町（旧揖斐川町を除く。）、中津川市（旧中津川市、旧長野県木曾郡山口村に限る。）、関市、可児市、多治見市、大垣市（上石津町に限る。）、美濃市、瑞浪市、美濃加茂市、土岐市、養老町、関ヶ原町、安八町、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、御嵩町
静岡県	川根本町、浜松市（旧水窪町に限る。）、御殿場市、小山町
愛知県	豊田市（旧稲武町を除く。）、設楽町、豊根村、東栄町
三重県	伊賀市、亀山市（旧関町に限る。）、松阪市（旧飯南町、旧飯高町に限る。）、津市（旧美杉村に限る。）、名張市
滋賀県	大津市（旧志賀町に限る。）、長浜市、東近江市、米原市、野洲市、彦根市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、湖南市、甲賀市、高島市、愛荘町、日野町、竜王町、豊郷町、甲良町、多賀町
京都府	京都市（旧京北町に限る。）、京丹後市（旧大宮町、旧久美浜町に限る。）、南丹市、福知山市、木津川市、与謝野町、舞鶴市、綾部市、宮津市、亀岡市、城陽市、八幡市、京田辺市、京丹波町、大山崎町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村
大阪府	堺市（旧美原町に限る。）、高槻市、八尾市、富田林市、松原市、大東市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、東大阪市、島本町、豊能町、能勢町、太子町、河南町、千早赤阪村
兵庫県	姫路市（旧姫路市、旧家島町を除く。）、豊岡市（旧竹野町を除く。）、養父市（旧関宮町を除く。）、たつの市（旧龍野市、旧新宮町に限る。）、丹波市、朝来市、加東市、三木市（旧吉川町に限る。）、宍粟市、篠山市、相生市、三田市、西脇市、神河町、多可町、佐用町、新温泉町、猪名川町、市川町、福崎町、上郡町
奈良県	奈良市（旧都祁村を除く。）、宇陀市（旧室生村を除く。）、葛城市、五條市（旧大塔村を除く。）、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、御所市、香芝市、山添村、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、曾爾村、御杖村、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村
和歌山県	橋本市、田辺市（旧龍神村、旧本宮町に限る。）、かつらぎ町（旧かつらぎ町に限る。）、有田川町（旧清水町に限る。）、九度山町
鳥取県	鳥取市（旧鳥取市、旧福部村、旧気高町、旧青谷町を除く。）、倉吉市（旧倉吉市に限る。）、八頭町、南部町、伯耆町、岩美町、三朝町、智頭町
島根県	松江市（旧八雲村、旧玉湯町、旧東出雲町に限る。）、出雲市（旧佐田町に限る。）、安来市、江津市（旧桜江町に限る。）、浜田市（旧浜田市、旧三隅町を除く。）、雲南市、益田市（旧益田市を除く。）、美郷町（旧邑智町に限る。）、邑南町（旧石見町に限る。）、吉賀町、津和野町、川本町
岡山県	岡山市（旧岡山市、旧灘崎町を除く。）、備前市、美作市、井原市、高梁市（旧備中町を除く。）、真庭市（旧落合町、旧久世町に限る。）、赤磐市、津山市（旧阿波村を除く。）、吉備中央町、久米南町、美咲町、西粟倉村、勝央町、奈義町、鏡野町（旧鏡野町に限る。）、和気町
広島県	広島市（旧湯来町に限る。）、三原市（旧大和町、旧久井町に限る。）、三次市（旧三次市、

	旧三和町に限る。)、安芸高田市(旧吉田町、旧甲田町、旧向原町に限る。)、東広島市(旧黒瀬町、旧安芸津町を除く。)、尾道市(旧御調町に限る。)、府中市(旧府中市に限る。)、福山市(旧神辺町、旧新市町に限る。)、安芸太田町(旧加計町に限る。)、北広島町(旧豊平町に限る。)、世羅町(旧世羅西町に限る。)
山口県	山口市(旧阿東町に限る。)、下関市(旧豊田町に限る。)、岩国市(旧由宇町を除く。)、周南市(旧鹿野町に限る。)、萩市(旧川上村、旧むつみ村、旧旭村に限る。)、美祢市
徳島県	三好市(旧東祖谷山村を除く。)、美馬市(旧木屋平村に限る。)、東みよし町、那賀町(旧木沢村、旧木頭村に限る。)、つるぎ町(旧貞光町を除く。)
愛媛県	新居浜市(旧別子山村に限る。)、西予市(旧城川町に限る。)、大洲市(旧河辺村に限る。)、砥部町(旧広田村に限る。)、内子町、久万高原町、鬼北町
高知県	いの町(旧吾北村に限る。)、仁淀川町、津野町(旧東津野村に限る。)、本山町、大豊町、土佐町、大川村、越知町、梶原町
福岡県	八女市(旧矢部村に限る。)
長崎県	雲仙市(旧小浜町に限る。)
熊本県	阿蘇市、南阿蘇村、山都町、南小国町、小国町、産山村、高森町
大分県	大分市(旧野津原町に限る。)、宇佐市(旧宇佐市を除く。)、杵築市(旧山香町に限る。)、佐伯市(旧宇目町に限る。)、竹田市、日田市(旧日田市を除く。)、豊後大野市(旧緒方町、旧朝地町に限る。)、由布市(旧挾間町を除く。)、日出町、九重町、玖珠町
(4) 上の区分のうち、6地域については、次の市町村とする。	
茨城県	鹿嶋市、神栖市(旧神栖町に限る。)、潮来市
群馬県	千代田町
埼玉県	越谷市、吉川市、熊谷市(旧熊谷市に限る。)、戸田市、行田市(旧南河原村に限る。)、三郷市、川口市、草加市、朝霞市、八潮市、和光市、蕨市、松伏町
千葉県	いすみ市、鴨川市、柏市、旭市、匝瑳市、南房総市、香取市(旧佐原市を除く。)、山武市、横芝光町、千葉市、市川市、船橋市、館山市、木更津市、松戸市、茂原市、東金市、習志野市、勝浦市、市原市、流山市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、浦安市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、多古町、東庄町、大網白里市、九十九里町、芝山町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
東京都	東京都 23 区、武蔵野市、三鷹市、西東京市、府中市、調布市、町田市、小金井市、国分寺市、国立市、狛江市、東久留米市、多摩市、稲城市
神奈川県	愛川町、綾瀬市、伊勢原市、横須賀市、横浜市、海老名市、鎌倉市、茅ヶ崎市、厚木市、寒川町、座間市、葉山町、三浦市、小田原市、逗子市、川崎市、相模原市(旧相模原市に限る。)、真鶴町、湯河原町、箱根町、中井町、大和市、大磯町、二宮町、藤沢市、平塚市
石川県	白山市(旧松任市、旧美川町に限る。)、金沢市、野々市市
福井県	福井市(旧福井市、旧美山町を除く。)、美浜町、越前町(旧朝日町、旧宮崎村を除く。)、南越前町(旧河野村に限る。)、敦賀市
山梨県	南部町(旧富沢町に限る。)

岐阜県	岐阜市、瑞穂市、各務原市、本巣市（旧根尾村を除く。）、揖斐川町（旧揖斐川町に限る。）、海津市、大垣市（旧上石津町を除く。）、羽島市、岐南町、笠松町、垂井町、神戸町、輪之内町、大野町、池田町、北方町
静岡県	静岡市、伊豆の国市、伊豆市、西伊豆町（旧賀茂村に限る。）、掛川市、菊川市、沼津市、焼津市、袋井市、島田市、藤枝市、磐田市、浜松市（旧水窪町を除く。）、富士市、牧之原市、三島市、富士宮市、伊東市、裾野市、湖西市、東伊豆町、函南町、清水町、長泉町、吉田町、森町
愛知県	名古屋市、愛西市、一宮市、稲沢市、岡崎市、新城市、清須市、田原市、豊川市、北名古屋市、弥富市、豊橋市、瀬戸市、半田市、春日井市、津島市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、あま市、長久手市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、幸田町、みよし市
三重県	いなべ市、伊勢市、亀山市（旧亀山市に限る。）、熊野市（旧紀和町に限る。）、桑名市、四日市市、志摩市、松阪市（旧飯南町、旧飯高町を除く。）、多気町、大台町、津市（旧美杉村を除く。）、大紀町、南伊勢町、紀北町、鈴鹿市、鳥羽市、木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町、明和町、玉城町、度会町
滋賀県	大津市（旧大津市に限る。）
京都府	京都市（旧京都市に限る。）、京丹後市（旧大宮町、旧久美浜町を除く。）、宇治市、向日市、長岡京市、久御山町、伊根町
大阪府	大阪市、堺市（旧堺市に限る。）、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、泉佐野市、寝屋川市、河内長野市、和泉市、箕面市、門真市、摂津市、高石市、泉南市、四条畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町
兵庫県	神戸市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、加古川市、赤穂市、宝塚市、高砂市、川西市、小野市、加西市、姫路市（旧姫路市、旧家島町に限る。）、たつの市（旧揖保川町、旧御津町に限る。）、三木市（旧三木市に限る。）、洲本市、淡路市、南あわじ市、豊岡市（旧竹野町に限る。）、香美町（旧香住町に限る。）、稲美町、播磨町、太子町
和歌山県	和歌山市、有田市、岩出市、海南市、紀の川市、新宮市（旧熊野川町に限る。）、田辺市（旧龍神村、旧本宮町を除く。）、みなべ町、日高川町、有田川町（旧清水町を除く。）、紀美野町、湯浅町、印南町、上富田町、北山村
鳥取県	鳥取市（旧鳥取市、旧福部村、旧気高町、旧青谷町に限る。）、米子市、境港市、日吉津村、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、大山町
島根県	松江市（旧八雲村、旧玉湯町、旧東出雲町を除く。）、出雲市（旧佐田町を除く。）、浜田市（旧浜田市、旧三隅町に限る。）、大田市、益田市（旧益田市に限る。）、江津市（旧江津市に限る。）、隠岐の島町、海士町、西ノ島町、知夫村
岡山県	岡山市（旧岡山市、旧灘崎町に限る。）、倉敷市、総社市、笠岡市、玉野市、瀬戸内市、浅口市、矢掛町、里庄町、早島町

広島県	広島市（旧広島市に限る。）、呉市、江田島市、三原市（旧大和町、旧久井町を除く。）、大竹市、竹原市、東広島市（旧黒瀬町、旧安芸津町に限る。）、廿日市市（旧佐伯町、旧吉和村を除く。）、尾道市（旧御調町を除く。）、福山市（旧神辺町、旧新市町を除く。）、海田町、熊野町、坂町、府中町、大崎上島町
山口県	山口市（旧阿東町を除く。）、宇部市、下関市（旧豊田町、旧下関市を除く。）、岩国市（旧由宇町に限る。）、光市、山陽小野田市、周南市（旧鹿野町を除く。）、周防大島町、長門市、萩市（旧川上村、旧むつみ村、旧旭村を除く。）、柳井市、防府市、下松市、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町
徳島県	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、阿波市、吉野川市、美馬市（旧木屋平村を除く。）、那賀町（旧木沢村、旧木頭村を除く。）、つるぎ町（旧貞光町に限る。）、勝浦町、上勝町、佐那河内村、石井町、神山町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町
香川県	高松市、さぬき市、観音寺市、丸亀市、三豊市、東かがわ市、坂出市、善通寺市、綾川町、小豆島町、まんのう町、土庄町、三木町、直島町、宇多津町、琴平町、多度津町
愛媛県	松山市、新居浜市（旧別子山村を除く。）、今治市、西条市、西予市（旧城川町を除く。）、大洲市（旧河辺村を除く。）、東温市、八幡浜市、四国中央市、伊予市、宇和島市（旧津島町を除く。）、砥部町（旧砥部町に限る。）、上島町、伊方町（旧伊方町に限る。）、松前町、松野町
高知県	高知市（旧鏡村、旧土佐山村に限る。）、四万十市、香美市、四万十町、中土佐町、津野町（旧葉山村に限る。）、黒潮町（旧佐賀町に限る。）、佐川町、日高村
福岡県	福岡市（博多区、中央区、南区、城南区を除く。）、北九州市、うきは市、みやま市、嘉麻市、久留米市、宮若市、宗像市、朝倉市、八女市（旧矢部村を除く。）、飯塚市、福津市、柳川市、大牟田市、直方市、田川市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、糸島市、古賀市、みやこ町、上毛町、筑上町、筑前町、東峰村、福智町、那珂川町、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、桂川町、大刀洗町、大木町、広川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、苅田町、吉富町
佐賀県	佐賀市、嬉野市、小城市、神埼市、唐津市、武雄市、鳥栖市、多久市、伊万里市、鹿島市、白石町、みやき町、吉野ヶ里町、有田町、基山町、上峰町、玄海町、大町町、江北町、太良町
長崎県	壱岐市、雲仙市（旧小浜町を除く。）、松浦市、対馬市、島原市（旧有明町に限る。）、南島原市（旧加津佐町に限る。）、諫早市、東彼杵町、川棚町、波佐見町、大村市
熊本県	熊本市、合志市、山鹿市、天草市（旧五和町、旧有明町に限る。）、上天草市（旧松島町に限る。）、宇城市（旧三角町を除く。）、菊池市、玉名市、八代市（旧坂本村、旧東陽村、旧泉村に限る。）、人吉市、荒尾市、宇土市美里町、あさぎり町、和水町、氷川町、玉東町、南関町、長洲町、大津町、菊陽町、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、苓北町
大分県	大分市（旧野津原町を除く。）、宇佐市（旧宇佐市に限る。）、臼杵市、杵築市（旧山香町を除く。）、国東市、佐伯市（旧上浦町、旧弥生町、旧本匠村、旧直川村に限る。）、

中津市、日田市（旧日田市に限る。）、豊後高田市、豊後大野市（旧緒方町、旧朝地町を除く。）、由布市（旧挾間町に限る。）、別府市、津久見市、姫島村

備考 この表に掲げる区域は、平成 25 年 1 月 31 日における行政区画によって表示されたものとする。ただし、括弧内に記載する区域は、平成 13 年 8 月 1 日における旧行政区画によって表示されたものとする。

2 次の市町村にあつては、上の区分にかかわらず、次のとおりの区分とする。

- (1) 次の市町村にあつては、上の区分にかかわらず、2 地域に区分されるものとする。
- 青森県 十和田市（旧十和田湖町に限る。）、七戸町（旧七戸町に限る。）、田子町
岩手県 久慈市（旧山形村に限る。）、八幡平市、葛巻町、岩手町、西和賀町
- (2) 次の市町村にあつては、上の区分にかかわらず、3 地域に区分されるものとする。
- 北海道 函館市（旧函館市に限る。）、松前町、福島町、知内町、木古内町、八雲町（旧熊石町に限る。）、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、せたな町（旧瀬棚町を除く。）、島牧村、寿都町
宮城県 栗原市（旧栗駒町、旧一迫町、旧鶯沢町、旧花山村に限る。）
山形県 米沢市、鶴岡市（旧朝日村に限る。）、新庄市、寒河江市、長井市、尾花沢市、南陽市、河北町、西川町、朝日町、大江町、大石田町、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村、高畠町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町
福島県 会津若松市（旧河東町に限る。）、白河市（旧大信村に限る。）、須賀川市（旧長沼町に限る。）、喜多方市（旧塩川町を除く。）、田村市（旧都路村を除く。）、大玉村、天栄村、下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、三島町、金山町、昭和村、矢吹町、平田村、小野町、川内村、飯館村
栃木県 日光市（旧今市市を除く。）、那須塩原市（旧塩原町に限る。）
群馬県 沼田市（旧沼田市を除く。）、長野原町、嬭恋村、草津町、中之条町（旧六合村に限る。）、片品村、川場村、みなかみ町（旧水上町に限る。）
新潟県 十日町市（旧中里村に限る。）、魚沼市（旧入広瀬村に限る。）、津南町
山梨県 富士吉田市、北杜市（旧小淵沢町に限る。）、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町（旧河口湖町に限る。）
長野県 長野市（旧長野市、旧大岡村、旧信州新町、旧中条村を除く。）、松本市（旧松本市、旧四賀村を除く。）、上田市（旧真田町、旧武石村に限る。）、須坂市、小諸市、伊那市（旧長谷村を除く。）、駒ヶ根市、中野市（旧中野市に限る。）、大町市、飯山市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市（旧更埴市に限る。）、東御市、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町、長和町、富士見町、原村、辰野町、箕輪町、南箕輪村、宮田村、阿智村（旧浪合村に限る。）、平谷村、下條村、上松町、木祖村、木曾町、山形村、朝日村、池田町、松川村、白馬村、小谷村、小布施町、高山村、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、信濃町、飯綱町
岐阜県 高山市、飛騨市（旧古川町、旧河合村に限る。）、白川村
- (3) 次の市町村にあつては、上の区分にかかわらず、4 地域に区分されるものとする。
- 青森県 青森市（旧青森市に限る。）、深浦町

岩手県 宮古市（旧新里村、旧川井村を除く。）、大船渡市、一関市（旧一関市、旧花泉町、旧大東町に限る。）、陸前高田市、釜石市、平泉町

秋田県 秋田市（旧河辺町を除く。）、能代市（旧能代市に限る。）、男鹿市、由利本荘市（旧東由利町を除く。）、潟上市、にかほ市、三種町（旧琴丘町を除く。）、八峰町、大潟村

茨城県 土浦市（旧新治村に限る。）、石岡市、常陸大宮市（旧美和村に限る。）、笠間市（旧岩間町に限る。）、筑西市（旧関城町を除く。）、かすみがうら市（旧千代田町に限る。）、桜川市、小美玉市（旧玉里村を除く。）、大子町

群馬県 高崎市（倉渕村に限る。）、桐生市（旧黒保根村に限る。）、沼田市（旧沼田市に限る。）、渋川市（旧小野上村、旧赤城村に限る。）、安中市（旧松井田町に限る。）、みどり市（旧東村（勢多郡）に限る。）、上野村、神流町、下仁田町、南牧村、中之条町（旧六合村を除く。）、高山村、東吾妻町、昭和村、みなかみ町（旧水上町を除く。）

埼玉県 秩父市（旧大滝村に限る。）、小鹿野町（旧両神村に限る。）

東京都 奥多摩町

富山県 富山市（旧大沢野町、旧大山町、旧細入村に限る。）、黒部市（旧宇奈月町に限る。）、南砺市（旧平村、旧上平村、旧利賀村に限る。）、上市町、立山町

石川県 白山市（旧吉野谷村、旧尾口村、旧白峰村に限る。）

福井県 大野市（旧和泉村に限る。）

山梨県 甲府市（旧上九一色村に限る。）、都留市、山梨市（旧三富村に限る。）、北杜市（旧明野村、旧小淵沢町を除く。）、笛吹市（旧芦川村に限る。）、鳴沢村、富士河口湖町（旧河口湖町を除く。）、小菅村、丹波山村

岐阜県 中津川市（旧中津川市、旧長野県木曾郡山口村を除く。）、恵那市（旧串原村、上矢作町に限る。）、飛騨市（旧宮川村、旧神岡町に限る。）、郡上市（旧美並村を除く。）、下呂市（旧金山町を除く。）、東白川村

愛知県 豊田市（旧稲武町に限る。）

兵庫県 養父市（旧関宮町に限る。）、香美町（旧香住町を除く。）

奈良県 奈良市（旧都祁村に限る。）、五條市（旧大塔村に限る。）、生駒市、宇陀市（旧室生村に限る。）、平群町、野迫川村

和歌山県 かつらぎ町（旧花園村に限る。）、高野町

鳥取県 倉吉市（旧関金町に限る。）、若桜町、日南町、日野町、江府町

島根県 奥出雲町、飯南町、美郷町（旧大和村に限る。）、邑南町（旧石見町を除く。）

岡山県 津山市（旧阿波村に限る。）、高梁市（旧備中町に限る。）、新見市、真庭市（旧落合町、旧久世町を除く。）、新庄村、鏡野町（旧鏡野町を除く。）

広島県 府中市（旧上下町に限る。）、三次市（旧三次市、旧三和町を除く。）、庄原市、廿日市市（旧佐伯町、旧吉和村に限る。）、安芸高田市（旧八千代町、旧美土里町、旧高宮町に限る。）、安芸太田町（旧加計町を除く。）、北広島町（旧豊平町を除く。）、世羅町（旧世羅西町を除く。）、神石高原町

徳島県 三好市（旧東祖谷山村に限る。）

高知県 いの町（旧本川村に限る。）

(4) 次の市町村にあつては、上の区分にかかわらず、5地域に区分されるものとする。

福島県 いわき市、広野町、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町

栃木県 宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、小山市、真岡市、さくら市(旧氏家町に限る。)、
那須烏山市、下野市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、岩舟
町、高根沢町

新潟県 新潟市、長岡市(旧中之島町、旧三島町、旧与板町、旧和島村、旧寺泊町に限る。)、三条
市(旧下田村を除く。)、柏崎市(旧高柳町を除く。)、新発田市、見附市、村上市(旧朝
日村を除く。)、燕市、糸魚川市、上越市(旧上越市、旧柿崎町、旧大潟町、旧頸城村、旧
吉川町、旧三和村、旧名立町に限る。)、阿賀野市(旧京ヶ瀬村、旧笹神村に限る。)、佐
渡市、胎内市、聖籠町、弥彦村、出雲崎町、刈羽村、粟島浦村

長野県 阿智村(旧清内路村に限る。)、大鹿村

宮崎県 椎葉村、高千穂町、五ヶ瀬町

(5) 次の市町村にあつては、上の区分にかかわらず、6地域に区分されるものとする。

宮崎県 都城市(旧山之口町、旧高城町を除く。)、延岡市(旧北方町に限る。)、小林市(旧野尻
町を除く。)、えびの市、高原町、西米良村、諸塚村、美郷町、日之影町

鹿児島県 伊佐市、曾於市、霧島市(旧横川町、旧牧園町、旧霧島町に限る。)、さつま町、湧水町

(6) 次の市町村にあつては、上の区分にかかわらず、7地域に区分されるものとする。

茨城県 神栖市(旧波崎町に限る。)

千葉県 銚子市

東京都 大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村

静岡県 熱海市、下田市、御前崎市、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町(旧西伊豆町に限る。)

三重県 尾鷲市、熊野市(旧熊野市に限る。)、御浜町、紀宝町

和歌山県 御坊市、新宮市(旧新宮市に限る。)、広川町、美浜町、日高町、由良町、白浜町、すさ
み町、串本町、那智勝浦町、太地町、古座川町

山口県 下関市(旧下関市に限る。)

徳島県 牟岐町、美波町、海陽町

愛媛県 宇和島市(旧津島町に限る。)、伊方町(旧伊方町を除く。)、愛南町

高知県 高知市(旧高知市、旧春野町に限る。)、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛
市、土佐清水市、香南市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、
いの町(旧伊野町に限る。)、大月町、三原村、黒潮町(旧大方町に限る。)

福岡県 福岡市(博多区、中央区、南区、城南区に限る。)

長崎県 長崎市、佐世保市、島原市(旧島原市に限る。)、平戸市、五島市、西海市、南島原市(旧
加津佐町を除く。)、長与町、時津町、小値賀町、佐々町、新上五島町

熊本県 八代市(旧八代市、旧千丁町、旧鏡町に限る。)、水俣市、上天草市(旧松島町を除く。)、
宇城市(旧三角町に限る。)、天草市(旧有明町、旧五和町を除く。)、芦北町、津奈木町

大分県 佐伯市(旧佐伯市、旧鶴見町、旧米水津村、旧蒲江町に限る。)

備考 この表に掲げる区域は、平成25年1月31日における行政区画によって表示されたものとする。

ただし、括弧内に記載する区域は、平成13年8月1日における旧行政区画によって表示された

ものとする。

別表第5

(い)	主たる居室及びその他の居室の暖房方法が連続運転である
(ろ)	主たる居室及びその他の居室の暖房方法が間歇運転である
(は)	主たる居室の暖房方法が連続運転であり、その他の居室の暖房方法が間歇運転である
(に)	主たる居室の暖房方法が間歇運転であり、その他の居室の暖房方法が連続運転である

別表第6

重油	1リットルにつき 41,000 キロジュール
灯油	1リットルにつき 37,000 キロジュール
液化石油ガス	1キログラムにつき 50,000 キロジュール
都市ガス	1立方メートルにつき 45,000 キロジュール
他人から供給された熱 (蒸気、温水、冷水)	1キロジュールにつき 1.36 キロジュール (他人から供給された熱を発生するために使用された燃料の発熱量を算出する上で適切と認められるものを求めることができる場合においては、当該係数を用いることができる。)
電気	1キロワット時につき 9,760 キロジュール (夜間買電 (電気事業法 (昭和39年法律第170号) 第2条第1項第2号に規定する一般電気事業者より22時から翌日8時までの間に電気の供給を受けることをいう。)を行う場合においては、昼間買電 (同号に規定する一般電気事業者より8時から22時までの間に電気の供給を受けることをいう。)の間の消費電力量については1キロワット時につき 9,970 キロジュールと、夜間買電の消費電力量については1キロワット時につき 9,280 キロジュールとすることができる。)

別表第7

地域区分	住宅全体を連続的に暖房する方式	居室のみを暖房する方式			
		主たる居室		その他居室	
		連続運転	間歇運転	連続運転	間歇運転
1	1.61	1.59	1.21	1.59	1.22
2	1.46	1.66	1.22	1.66	1.24
3	1.32	1.63	1.22	1.63	1.23
4	1.30	1.60	1.21	1.60	1.23
5	1.20	1.53	1.05	1.53	1.04
6	1.09	1.57	0.96	1.57	1.00
7	1.12	1.63	1.01	1.63	1.34
8					

